

平成 2 7 年第 3 回幸田町議会定例会会議録（第 6 号）

議事日程

平成 2 7 年 9 月 3 0 日（月曜日）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 第 49 号議案 幸田町基本構想について

第 50 号議案 幸田町職員の再任用に関する条例の一部改正について

第 51 号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第 52 号議案 幸田町個人情報保護条例の一部改正について

第 53 号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

第 54 号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第 55 号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第 56 号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 57 号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第 58 号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について

第 59 号議案 岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置について

第 60 号議案 岡崎市斎場の利用に係る事務委託の廃止に関する協議について

第 61 号議案 財産の取得について（小学校コンピュータ）

第 62 号議案 平成 2 7 年度幸田町一般会計補正予算（第 2 号）

第 63 号議案 平成 2 7 年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

第 64 号議案 平成 2 7 年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 65 号議案 平成 2 7 年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 66 号議案 平成 2 7 年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 67 号議案 平成 2 7 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 68 号議案 平成 2 7 年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 69 号議案 平成 2 7 年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

認定第 1 号 平成 2 6 年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 2 6 年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 2 6 年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 2 6 年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 2 6 年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 2 6 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第7号 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成26年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成26年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 陳情第3号 幸田町文書取扱規程第32条(9)に定められた文書索引目次等及び同規程第33条第1項に定められた保存文書目録が適正に作成されるようにしてください。また、どのような公文書がいつ廃棄されたかを具体的に記載する廃棄文書目録が適正に作成されるようにしてください。
- 陳情第4号 幸田町情報公開条例による開示対象範囲を現行の平成12年4月1日以降から愛知県並みの昭和61年4月1日以降に広げ、それ以降についても愛知県並みに任意開示の規定を設けてください。
- 陳情第5号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書
- 陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第7号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
- 陳情第9号 戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第8号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
議員提出議案第9号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第4 第70号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第5 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠 君	副 町 長	成瀬 敦 君
教 育	長	小野伸之 君	企 画 部 長	大竹広行 君
総 務 部	長	山本富雄 君	住民こども部長	山本茂樹 君
健康福祉部	長	大澤 正 君	環境経済部長	清水 宏 君
建 設 部	長	近藤 学 君	教 育 部 長	小野浩史 君
消 防	長	壁谷弘志 君	企 業 立 地 監	志賀幸弘 君
企画部次長兼 企画政策課長		林 敏 幸 君	総務部次長兼 税 務 課 長	平松寛昭 君
健康福祉部次長 兼福祉課長		山下明美 君	環境経済部次長 兼水道課長	伊澤正美 君
建設部次長兼 区画整理課長		伊澤勝一 君	教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志 君
消防次長兼 消防署長		本田 稔 君	会計管理者兼 出 納 室 長	牧野洋司 君
代理監査委員		山下 力 君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 桐 戸 博 康 君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に審議を賜り、ありがとうございました。
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長及び消防長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

決算特別委員会及び総務教育委員会の際に要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 消防長。

〔消防長 壁谷弘志君 登壇〕

○消防長（壁谷弘志君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。
お手元に配付させていただきました資料の2ページをごらんください。

先日の議案質疑の際に、整備する機器の所有権につきましては岡崎市に帰属するとして説明させていただきましたが、その後、確認しましたところ、資料にありますとおり単独整備部分につきましては幸田町に帰属し、共同整備分につきましては分けることが

できませんが、持ち分割合にてそれぞれに帰属するものでありますので、資料のとおり訂正させていただくとともに、誤った説明をいたしましたことを深くおわび申し上げます。今後、このようなことのないように事前調整をしっかりと行ってまいりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

〔消防長 壁谷弘志君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は20名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、8番 中根久治君、9番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第49号議案から認定議案第9号議案までの30件と陳情第3号から陳情第9号までの7件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。

6番、志賀恒男君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

○6番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果につきまして、報告書の朗読をもって報告といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

平成27年9月30日

議長 浅井武光様

委員長 志賀恒男

平成27年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第49号 幸田町基本構想について。幸田町総合計画策定条例第4条第2項の規定に基づき必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 幸田町職員の再任用に関する条例の一部改正について。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって、原案を可決すべきものと決した。

第51号 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改

正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第52号 幸田町個人情報保護条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第53号 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第54号 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。被用者年金制度の一元化等を図るため厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第59号 岡崎市及び幸田町における消防指令業務にかかる事務を処理する内部組織の共同設置について。岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織を設置することに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第61号 財産の取得について（小学校コンピュータ）。学習環境整備のためのパソコン取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款・55款・70款・第2条。第1条、歳入全部、1億7,909万6,000円追加、歳出、15款総務費1億9,916万円追加、55款教育費1,310万円追加。70款諸支出金。

○議長（浅井武光君） 訂正をお願いします。55款教育費の関係。

○6番（志賀恒男君） 失礼しました。

55款教育費131万円追加。70款諸支出金101万3,000円追加。第2条債務負担行為2億7,772万2,000円、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第63号 平成27年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入歳出、2,146万4,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第3号 幸田町文書取扱規程第32条（9）に定められた文書索引目次等及び同規程第33条第1項に定められた保存文書目録が適正に作成されるようにしてください。また、どのような公文書がいつ廃棄されたかを具体的に記載する廃棄文書目録が適正に作成されるようにしてください。幸田町文書取扱規程第32条（9）に定められた文書索引目次等及び同規定第33条第1項に定められた保存文書目録が適正に作成されるよう、また、どのような公文書がいつ廃棄されたかを具体的に記載する廃棄文書目録が適正に作成されるよう求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第4号 幸田町情報公開条例による開示対象範囲を現行の平成12年4月1日以降から愛知県並みの昭和61年4月1日以降に広げ、それ以前についても愛知県並みに任意開示の規定を設けてください。幸田町情報公開条例による開示対象範囲を現行の平成12年4月1日以降から愛知県並みの昭和61年4月1日以降に広げ、それ以前につ

いても愛知県並みに任意開示の規定を設けるように求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書。私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。愛知県に対し、私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第7号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。国に対し、私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。賛成多数をもって採択すべきものと決した。

陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書。国に対し、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けての意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第9号 戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に意見書の提出を求める陳情書。国に対し、安全保障体制の見直しを行わないよう国に意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、福祉産業建設常任委員長の報告を求めます。

5番、杉浦あきら君。

〔5番 杉浦あきら君 登壇〕

○5番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成27年9月30日

議長 浅井武光様

委員長 杉浦あきら

平成27年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第55号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について。里住民広場を廃止することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第57号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第58号 幸田町介護保険条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律上の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 岡崎市斎場の利用に係る事務の委託の廃止に関する協議について。岡崎市斎場の利用に係る事務の委託を廃止することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出20款・25款・35款・45款、第1条、歳出、20款民生費175万円追加、25款衛生費137万円追加、35款農林水産業費987万1,000円減額、45款土木費1,563万6,000円減額、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入歳出3,494万4,000円追加、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第65号 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入歳出99万8,000円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第66号 平成27年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入歳出2,838万8,000円追加、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第67号 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入、35款繰入金832万8,000円減額、40款繰越金832万8,000円追加、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第68号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入、35款繰入金987万1,000円減額、40款繰越金987万1,000円追加、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第69号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入、30款繰入金1,112万8,000円減額、32款繰越金1,112万8,000円追加、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔5番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

15番、水野千代子君。

〔15番 水野千代子君 登壇〕

○15番（水野千代子君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

平成27年9月30日

議長 浅井武光様

委員長 水野千代子

平成27年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

認定第1号 平成26年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額13億7,529万9,582円、歳出総額12億9,123万3,021円、差引額8億2,306万6,561円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 平成26年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額8,061万2,677円、歳出総額6,015万8,289円、差引額2,045万1,978円、全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額32億8,768万8,487円、歳出総額32億124万9,841円、差引額8,643万8,646円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額3億112万4,887円、歳出総額3億112万3,287円、差引額1,600円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 平成26年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額15億3,884万9,899円、歳出総額14億8,223万1,602円、差引額5,660万9,387円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額2億787万8,861円、歳出総額1億9,954万9,504円、差引額832万9,357円、全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額3億8,069万6,366円、歳出総額3億7,082万4,307円、差引額987万2,059円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 平成26年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額7億6,980万2,855円、歳出総額7億5,867万3,780円、差引額1,112万9,075円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 平成26年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、収益的收入8億623万6,512円、収益的支出7億3,083万1,122円、資本的收入2億4,319万8,875円、資本的支出3億9,348万3,336円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

〔15番 水野千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長報告に対する質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど消防長から岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る

事務を処理する内部組織の共同設置についての質疑の中で、幸田町が取得をした財産は岡崎市に帰属ということであったわけですが、それが訂正をされ幸田町にその財産が帰属をするということが訂正をされましたが、このことにつきまして委員会での審議、また、明らかになった理由について答弁をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） ただいまの丸山議員の質問に対してでございますが、委員会の中ではこの幸田町単独仕様整備にかかる仕様という明細が出ておりませんでした。これについてこれ以上の議論ができないということで説明資料を後日提出するということでございます。それから、本会議の中の答弁と委員会の中での答弁が異なっておりましたということで消防長より本会議での答弁は訂正をさせていただきますということで、岡崎市に帰属するのではなく幸田町単独分については幸田町の財産目録に載りますということでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 1 3 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この消防指令業務に係る内部組織の共同設置に関する規約というのがございますが、幸田町が整備をしたその機器等に係る財産の帰属というのがどのところにこのことが明記をされているのか。その点についての御審議がされたかどうか。また、帰属ということについて規約の中では明らかにされていないわけでありまして、また、同時に共同通信化に関する予算、これは岡崎市の一般会計に計上するというふうに規約はなっているわけでありまして。そうした点におきまして共同指令業務に係る予算関係、予算執行においては全て岡崎市の一般会計に入るわけでありまして、これがどのようにして財産が幸田町のものであるという負担金割合に応じてのもの、この点についても明記をされているのか、その点についての御審議があったかなかったかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） ただいまの質問でございますが2点あるかと思えます。規定の中で今後この財産はどういうふうに明らかにしていくのかということでありまして、今後検討していくということでございました。

それから、なぜ岡崎市の一般会計に属するのかということで議論がございまして、特別会計にするか一般会計にするかという論点になったわけでございますけれども、一般会計にしたほうが一度の会計処理で済むということで結論を得ました、ということでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 1 3 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1 回の会計処理で済むということでこのようにしたということでありまして、しかしながら、財産については今後検討ということでありまして。これは空手形ではないのでしょうかということでありましてけれども、この辺について規約にも明記をされていないのがどのようにして幸田町の財産として帰属をするのかということでありまして。

また同時に、職員の身分扱いにつきましても岡崎市の職員としてその身分を取り扱うということで、全てこの共同設置に係る部分については岡崎市の中に組み込まれた通信指令ということになることがこの規約の中からも伺われるわけでありますが、そうした点についての審議等はどのようにして明確になされたのかお尋ねしたいと思います。

また、財産問題は非常に大事であります。やはりこれがきちっとうたわれていないということは大きな問題となるわけでありますが、その辺について当委員会ではよしとしたのかということであります。また、この財産に係っては今後検討ということで当委員会では納得をされたのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） ただいまの件につきましてはまだまだ議論が尽きないところでございましたけれども、覚書のほうが岡崎市のほうが議会で8月に先行しておりましてこれで行かざるを得ないというような理事者側の答弁で、それ以上の議論はありませんでした。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） やはり今回のこの共同設置に係る部分については岡崎市が全て決めてしまつて幸田町は後追いという状況が本会議質疑、また同時に、委員会質疑の中でも明らかになったのではないかというふうに推測されるわけであります。また、協定書がこれから2本結ばれるということでありますけれども、やはりこうした幸田町の税金で整備をした物品、車両、そうしたものについては、やはりこれは幸田町にきちっと帰属をする、それを明記をさせていく、また、こうしたことを当委員会でも監視をすべきだというふうに思うわけでありますが、その点については確約を取られたかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） 先ほど若干説明が足りないところがありました。財産に帰属につきましては、単独、共同とも台帳をつくってきちっと明記をして比率も明記をしておきますということで答弁がございました。また、人事については事前の候補者の選定とかそういったことは覚書には書いてございませんけれども実務の上では進めてまいりますということでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 明記がされていないのを覚書の中で確認をしてくのでは、これはとても納得できないというわけであります。ただ口約束だけで先ほども言いましたように空手形をつかまされたということになるのではないかというふうに思うわけであります。こうした口約束はどうにでもなるわけであります。やはりきちっと協定規約の中に明記をし、そして負担割合、こういうものもきちっと両方納得のいくように、対等、平等の立場でしていくべきではないかということであります。また、共同設置にかかわつてやはり岡崎市の言うがままという感じが否めないわけであります。そうした点で幸田町と対等、平等の立場で行くと、この辺のところについての審議はなかったかお尋ねし

たいと思います。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） 討論を行いました。反対討論の中でこの共同運用は岡崎市に吸収されていくような内容となっており、市町村合併が底流にあるのではないかと御意見、討論がございました。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） ほかにありますか。

なければ、以上で、総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

14 番、伊藤君。

○14 番（伊藤宗次君） 60 号議案の岡崎市斎場の利用に係る事務の委託廃止についてであります。

この議案の関係で本会議でも随分質疑がなされました。廃止をするということと、もう一つは新しい斎場にあっては町民の利用は基本的にほかのところへ行ってくれと、幸田町だけでなく市外の人間の利用はお断りだよということが原則。その上に、さらに現在人体の関係でいきますと 4,000 円の料金が今度 5 万円になると。そう言うことに対して岡崎市と幸田町というそれぞれの自治体はどういうふうに負担するかという問題と、それにかかわる住民の負担とは質が違ふと。こういうことでその負担のあり方と。もう一つは、市が当然負担すべきものは負担して住民の暮らしを支える安定をさせていくという、こういう施策があつてしかるべきというふうに思うわけですが、そういう視点や観点での議論はどういうふうになされたか。

○議長（浅井武光君） 5 番、杉浦君。

○5 番（杉浦あきら君） 60 号の斎場の件でございますけども、当委員会においては本会議でいろいろ出ておりましたので意見はでませんでした。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14 番、伊藤君。

○14 番（伊藤宗次君） 意見がなしということは質疑もされずにスムーズに異議なしだよということで全会一致というのが結論であります、物静かに送ったということですね。

○議長（浅井武光君） 5 番、杉浦君。

○5 番（杉浦あきら君） 委員の皆様、本会議でよく理解できたと思いますので、それでいろんな意見が出なかったのではないかとということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

以上で、福祉産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、決算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、１０分間の休憩といたします。

休憩 午前 ９時４２分

再開 午前 ９時５２分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、上程議案３０件と陳情７件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

１３番、丸山君。

〔１３番 丸山千代子君 登壇〕

○１３番（丸山千代子君） それでは、順次反対の立場を明らかにしてまいります。

第４９号議案 幸田町基本構想についてであります。第５次総合計画において推進された３駅プラス１に基づき区画整理事業と相見駅の建設はまちの様相を変え人口増が続いていますが、逆に町の財政負担も多大となりました。今の現状は開発に伴う社会資本整備が追いつかない状況であります。地域格差の拡大でアンバランスなまちになってきており、新旧住民の不満などまちづくりへの反映がなされておられません。まちづくりの理念と将来像は人と自然と産業の調和を挙げますが、調和どころか拡大工業地域や企業立地の推進に見られるように産業優先のまちづくりがずっと貫かれているのではないのでしょうか。この基本構想、そして総合計画を総合的に見て今後の１０年間どう町民に影響していくのかということを見なければならぬと思います。その点では質疑での明らかになりましたが、住民の意見、住民との対話が十分でないことでもあります。手づくりの計画づくりではありますが行政主導の内容となっております。

次に、企業誘致に重点を置き経済効率を優先させるところが危惧するところでもあります。緑豊かな幸田町と住民福祉の増進、安心して住み続けられるまちづくりを求めて反対討論といたします。

次に、第５０号議案 幸田町職員の再任用に関する条例の一部改正について。第５１号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、第５４号議案、幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。年金制度の一元化に伴う改正であり、反対の立場から合わせて討論をいたします。

平成２４年２月１７日の閣議決定の社会保障税一体改革大綱に基づき、公的年金制度の一元化で厚生年金制度に公務員、私学教職員等も加入し統一するもので、公務員等の保険料率を引き上げ厚生年金の保険料率上限１８．３％に統一するとともに、職域部分３階部分を廃止をし、民間サラリーマンと同一保険料、同一給付に一元化するものであり、給付水準を一方的に引き下げるものであります。老後の人生設計を狂わされるものと指摘するものであります。国民の願いは最低保障年金の確立であり、低きに合わせるこの制度改悪の年金一元化に反対するものであります。よって、この３つの議案に対して反対をいたします。

次に、第５２号議案 幸田町個人情報保護条例の一部改正について。第５３号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、第５５号

議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、第 57 号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、第 58 号議案、幸田町介護保険条例の一部改正についてです。この 5 つの議案は、マイナンバー制度の施行に伴うものであり、一括して反対の立場から討論をいたします。

マイナンバーは日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで一人残らず 12 桁の番号をつけ、国が管理し、税や社会保障の手続などで使用する仕組みであります。現在は、年金や税金、住民票などの個人情報は公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーでその情報をひもつきとして 1 本に結びつけることが可能になります。行政側からすれば住民の所得、社会保障の給付の状況を効率よく把握できる反面、住民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーがひとたび外部に漏れれば芋づる式に漏えいをし、そして悪用をされ個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大きくなります。日本年金機構から 125 万件もの情報が流出した事件にも示されるように、マイナンバー制度には解決できない問題や危険性が指摘できるものであります。10 月から個人番号の通知、来年 1 月から事務手続するスケジュールで顔写真入りの個人番号カードを発行し身分証明として利用できるというメリットを売り込みますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは個人情報の保護にとってマイナスだという指摘も上がっております。また、個人情報が漏れることでなりすましなど犯罪を常態化するおそれもあります。年金情報漏れ発覚後、政府が地方自治体を緊急調査したところ情報保全処置が不十分な自治体が存在する実態が判明しましたが、幸田町においては単独システムで専用回線で管理をしているので漏えいの危険はないということではありますが、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステム構築は不可能を言われております。また、情報が集積されるほど利用価値が高まり、攻撃しやすくなるなど根本的な欠陥があります。個人に関する情報は本人以外にむやみに知られることのないようにすべきものであり、プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権の 1 つであります。こうした点からマイナンバー制度に反対するものであり、よって 5 つの議案に対して反対するものであります。

第 59 号議案 岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置についてであります。平成 17 年、国の消防救急無線の広域化推進の方針が示され、愛知県消防救急無線広域化共同化等整備計画を受け幸田町と岡崎市が消防指令の組織を運営するため設置をするものであります。消防行政は本来は各自治体が責任を持つべき事業であります。幸田町の消防力を引き上げ一層充実させるべきであると主張してきました。通報から到着までの時間をできるだけ短縮し救命や消火活動の効果を上げること。これらのためには消防職員の確保、救命救急士の確保など、消防力の強化が必要です。しかし、町は 1 町だけの単独消防では対応できないという理由と、国の消防広域化推進に基づいてデジタル化対応のため通信指令業務の共同設置となったものであります。11 ブロックのうち幸田、岡崎だけが内部組織の共同設置であり、ほかは協議会方式であります。内部組織の共同設置方式は災害場所の消防長に指揮命令権があり責任の所在が明確になるというメリットがあると言っておりますが、それは話し合いの中で指揮権について両市町で決めればよいことのように思われます。制度上も優位と言

いますが、規約では岡崎市に予算、共同通信課の職員の身分など帰属をしております。そして、岡崎市の監査、決算認定を幸田町には報告するだけで対等、平等とは言えないものであります。共同設置というならば両市まちは対等の関係で運営すべきであります。消防指令業務の共同設置は消防広域化の第一ステップとも考えられるもので、岡崎消防への吸収合併が見え隠れいたします。本来、住民の命、財産を守る消防行政は幸田町消防が責任を持つべきであります。よって、この５９号議案と予算のための第６２号議案、平成２７年度幸田町一般会計補正予算、第２条、債務負担行為岡崎市幸田町における消防指令業務に係る負担に要する経費、平成２８年度から平成２９年度まで２億７,７７２万２,０００円についても反対するものであります。

次に、認定１号 平成２６年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。一般会計は歳入１３７億３,５３０万円、歳出１２９億１,２２３万３,０００円で繰越明許費繰り越しを差し引くと８億２,０９２万９,０００円で大幅な黒字を計上いたしました。財政が厳しいと当初予算では計上していた財政調整基金からの繰り入れ１０億７,７７１万円は補正で減額をし繰り入れ全体では１億４,１３８万円であります。基金残高４３億４,９８１万５,０００円のうち５つの基金の合計残高は３７億４,６１６万円にも上っております。財源不足に対応するとしても十分住民福祉の向上に回す財源はありと指摘できるものであります。財政運営の基本は当初予算で見込み得る財源を最大限計上をし、住民の福祉、暮らしなどに生かすべきものであり、基金の積み立てなど必要最小限にすべきと主張するものであります。このような観点から一層吟味をすべきであります。

税と社会保障の一体改革としてマイナンバー制度の導入に向けて整備を進めてきた年であります。マイナンバーは住民に１２桁の番号をつけ、国が情報を一括管理し、税や社会保障の手続などで使用する仕組みで、個人情報漏えい、流出などの懸念があります。また、本来の目的は社会保障の給付の抑制と負担の強化であり、到底賛成できるものではありません。法人町民税の一部国税化の実施によって本決算年度は影響がないという結果であります。来年度からは影響が予測をされます。法人町民税の税率１２.３％が２.６％国税化で９.７％に。そして、消費税が１０％になるとこの９.７％が８％にとその差４.３％が国税として持っていかなければなりません。このような税収の減少に手をこまねているのではなく、大企業には大分の負担を求め、自主財源の確保をすべきであります。国は、大企業には減税、国民には社会保障のためと増税であり、企業の責任として制限税率いっぱいまでの引き上げを求めます。

人口増加による子育て世代のニーズに応え切れない実態が明らかになってきています。埼玉県所沢市で問題になっている育休中の退園などと同じように希望する保育園へ入所できない空き待ち児童があります。放課後児童対策においても希望しても入れないなど働く子育て世代を応援するものとはなっておりません。保育時間と連動した学童保育開所時間とすべきと求めるものであります。また、６年生までの受け入れのための施設の拡充を求めます。

名鉄バス路線の廃止は、高齢者の足を奪ったものであることも明らかにしながら何らかの対策をとらず交通の空白区域はないとしました。交通圏の保障としてえこたんバスの充

実とともに必要な足の確保として高齢者への福祉タクシー助成の実施を求めます。

蒲郡市と幸田町で建設を進めている新斎場において、通夜から告別式まで開催できる施設へと変更を求めるべきであります。当初計画においても住民の要望をと盛り込み家族葬対応できるようにと求めてきましたが、計画には盛り込まれませんでした。今からでも十分計画に盛り込むことは可能であります。住民の葬儀のあり方が計画段階から比べるとはるかにニーズの変化があります。対応を求めます。

アベノミクスによる経済効果は中小零細業者にとっては恩恵を受けず逆に円安などの物価高、また、消費税8%への増税で売上の減少は廃業に追い込まれたり、消費税分が転嫁できず支払えないなど厳しい実態となっております。中小零細業者を応援するためにも中小企業振興基本条例の制定で中小零細業者の仕事づくりと地域経済の活性化を進めるべきであります。住宅リフォーム助成制度は中小業者の仕事興しになることは全国で実施していることから実証済みであり、商店街リニューアル助成とともに支援策として求めるものであります。

図書の充足率が100%を超えているのは古い資料も加えていることが質疑の中で明らかになりました。教育環境の整備としても新しい図書の入れかえを進め、充足率を高めるべきであります。

教員の長時間労働が過労死ラインを超えるものであるとして問題となっておりますが、本決算認定でも平成26年度の在校時間が80時間を超えるのが小学校14%、中学校54%とまだ改善されておられません。子どもと向き合う時間をとっていくと言われますが根本的な改善を求め負担軽減を図るべきであります。

子どもの貧困が6人に1人といわれる中で、就学援助制度の充実は子どもの教育を保障するものであります。必要な準備にかかる費用は前渡しで準備できる体制を求めます。

ことしも酷暑と言える35度を超える暑さで耐えがたい教室となりました。現場からはエアコンを求める声が相次いで上がるほどであります。熱中症対策と快適な教育環境整備としてエアコンの設置を求めるものであります。

住民生活に係る主な点を指摘いたしました。来年度予算に反映されるようお願いするものであります。平成26年4月から消費税8%への引き上げが行われました。消費税は福祉に回すと言いながら、逆に国民に対しては税と社会保障の一体改革で負担増が押しつけられ消費税増税の影響は住民の暮らしを直撃しております。さきに述べたように幸田町の財源が十分住民の暮らしを応援することができます。予算がないと切り捨てるのではなく、暮らしや営業、住民の福祉増進のために使うべきと主張し反対討論いたします。

認定3号 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険税の限度額を国の限度額いっぱいの後期高齢者支援分2万円、介護納付金2万円と合わせて4万円を一気に引き上げ81万円の限度額にした年度であります。法定減免制度では5割、2割軽減を拡充されたものの2億円を超える滞納額、収納率79.2%は払いたくても高くて払えない国保税の実態をあらわすものであります。さらに、社会保障は自助が基本であるという安倍政権のもとで税と社会保障の一体改革の中

で70歳から74歳の窓口負担が2割に段階的に引き上げられ、ますます医療にかからない人をふやすなど医療費抑制に拍車をかけるものであります。国保税が所得に占める割合は1割以上と高く負担の重い税制となっており、国保加入者は年々退職者、非正規労働者、個人などを占めてきており、低所得階層が多くなってきています。そのため所得に占める国保税の割合が高いと指摘できます。また、国保は事業者負担がないことから国や一般会計からの繰り入れをしなければますます払うことができません。一般会計からの繰り入れの増額を求めるとともに国への負担金を求めるように主張するものであります。また、国保においては平成27年度も限度額を4万円引き上げ85万円にしました。これは平成30年からの国保の広域化のもと、県が示す高い標準税率に徐々に刷り合わせようとするものであると指摘できるものではありませんか。社会保障制度プログラム法によって給付削減と負担増が相次ぐことに対し反対するものであります。

認定4号 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

後期高齢者医療制度は年齢で区別をし75歳以上の高齢者を別の医療保険制度に追い込むもので、医療にも差別医療が持ち込まれるものであります。75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料にはね返る仕組みであり、制度そのものに対して反対であり、前の老人保険制度に戻すように主張するものであります。

後期高齢者医療保険制度は2年ごとに保険料が見直され、平成26年度は一人当たり3.2%引き上げをし8万2,584円で所得割9%、均等割4万5,761円に引き上げた年度で負担増を求めた年であります。しかも、年金からの天引きによって滞納者が出ないような体系づくりなど高齢者の生活を圧迫するものであります。

認定5号 平成26年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

介護保険制度の改悪によって介護の社会化の理念を完全に放棄したものであります。給付削減と負担増をはかる切り捨て策が取られたものであります。施設から在宅へと再び家族や地域に押しつける介護外しです。要支援1、2の介護外し、特別養護老人ホームの入所は要介護3以上に限定、一定所得者の利用料2割負担など、必要な介護を奪う改悪が進められております。ことし8月から施設入所者の利用負担限度額制度に新たな条件がつけられました。配偶者所得や預貯金条件1,000万円以上の場合は制度が受けられず負担増となります。保険あって介護なしではなく、安心して介護が受けられる体制づくりを求めて討論いたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

3番、稲吉君。

〔3番 稲吉照夫君 登壇〕

○3番（稲吉照夫君） 議長のお許しを得ましたので、認定議案第1号 平成26年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加します。

平成26年度は消費税の税率引き上げにより景気の回復が心配されておりました。そ

の中で当初予算額は131億2,000万円で編成されました。結果、決算額は137億3,529万円余りとなり当初予算に対して約6億1,529万円余りの増収となり、前年度決算額に対しては107%、約8億9,500万円の増加となりました。これは企業業績の回復と幸田町民の頑張りの成果と考えています。増収額は主に幸田小学校、北部中学校の児童、生徒数の増加に備えた学校施設の基金と、町民会館の改修を見据えた教育施設基金の約5億円の上積みがされました。安定した財政運営のために必要な対策であったと考えます。

なお、当初予算の町長施政方針の最重点事項は、身近な事業を重視し災害に強く安心して暮らせるまちの実現でありました。身近な個人事業として1つ目は防犯カメラを小中学校に12基、410万円で設置し、合計設置数は108基になりました。2つ目は、公園のトイレのバリアフリー化で、里前、舟山公園などが1,700万円で整備されました。3つ目は、各公民館など集会施設のガラス飛散防止フィルム設置工事も540万円で計画どおり実施されました。また、補正予算では生活道路の改修、清掃などに2,000万円に追加がされました。親切行政運営も早期対応の努力が見受けられました。さらに、平成26年度は町村合併60周年の節目の年であり、記念事業としてNHKのど自慢放送は町民の大きな反響と町外への大きなPR効果があったと考えます。誘致に向けた日ごろの努力の成果を評価しております。社会の変化、景気変動の厳しい状況が続いております。国や県の補助金メニューの情報収集、また、近隣市との広域共同事業のあり方の研究を進め、西三河1町として持続可能でさらなる住民福祉の向上を目指した環境整備を期待いたしまして賛成討論といたします。

〔3番 稲吉照夫君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

15番、水野君。

〔15番 水野千代子君 登壇〕

○15番（水野千代子君） 陳情第9号 戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に意見書の提出を求める陳情書がありますが、平和安全法制の関連法案はこの19日未明、参議院本会議で可決成立しております。この陳情9号に対する原案反対の立場から討論に参加して参ります。

陳情に戦争法案といわれる安全保障体制、平和安全法制整備法案は明白な憲法違反、国際平和支援法案も憲法違反とありますが、それぞれ憲法違反でないことを主張してまいります。この平和安全法制の目的は厳しさを増す現在の安全保障環境の中で外交努力を最大限尽くすことを大前提に専守防衛の立場から憲法の枠内でどこまで自衛の措置が可能なのか、そこから出発した議論であります。我が国を取り巻く安全保障環境は周知のごとく厳しさを増しています。例えば、北朝鮮の弾道ミサイル関連技術は飛躍的に進化しています。現在、日本全域を射程におさめるミサイルを数百発配備しているほか、核実験も3回実施しており、核弾頭を積んだ弾道ミサイルの出現も現実味を帯びつつあります。中国の軍備増強と海外進出も活性化している現状であります。こうした中、我が国は日米防衛協力態勢の信頼性を強化し、抑止力を向上させることが紛争を未然に防止するものであります。そして、あらゆる事態を想定した切れ目のない体制整備によっ

て国民の生命と平和な暮らしを守っていくことが求められています。この体制整備が平和安全法制の関連法案のことであり戦争を起こさせない戦争防止法であります。決して戦争法案ではありません。昨年の閣議決定で憲法9条を堅持し、自国防衛のための措置にとどめることを明確にするために自衛の措置の3要件を定めています。あくまで自衛防衛のために他に適当な手段がない場合に限って必要最小限の実力行使をするものであり、他国防衛の集団的自衛権の行使は認めていません。すなわち、憲法9条のもとで許される専守防衛の原理の中に完全に入っており、違憲立法との批判には全く当たりません。国際平和支援法には自衛隊の活動を通じて国際社会に貢献していくことも盛り込まれています。自衛隊の海外派遣が無制限に広がらないように公明党の主張で自衛隊の海外派遣の3原則を定め歯どめをかけています。

1つ、国際法上の正当性の確保、2つ、国会の関与など民主的統制、3つ、自衛隊の安全確保が盛り込まれております。中でも国連決議のもとで活動する外国部隊に対し、憲法の枠内で自衛隊の後方支援を可能にするものであり、国際平和支援法には例外なき国会の事前承認を義務づけています。よって、憲法違反には当たりません。

平和安全法制の関連法案は、自民、公明の与党と日本を元気にする会など、野党3党との修正協議で自衛隊を派遣する際の国会関与の強化の合意もしております。平和安全法制の関連法はあくまで憲法9条のもとで専守防衛を堅持、新3要件で他国防衛を認めず、自衛隊の海外派遣には3原則を法律に明記し、すき間なく日本の安全を守り国際社会の安全にも貢献するほうであることを主張し、原案反対討論といたします。

〔15番 水野千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第9号 戦争法案といわれる安全保障体制の見直しを行わないよう国に意見書の提出を求める陳情に対して委員長報告は不採択であります、賛成を求める立場で討論をしてまいります。

憲法9条を破壊し、日本を海外で戦争する国につくり変える戦後最悪の憲法違反である戦争法が安倍政権によって強行成立されました。世論調査で6割から7割に上る今国会成立反対の国民の声も圧倒的多数の憲法学者、最高裁判所や内閣法制局の元長官らの憲法違反との指摘も全て無視をし、戦争法の成立強行をしたことは安倍政権の独裁政治であって決して許すことができません。安倍政権は戦争法について、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため絶対必要と繰り返してきました。しかし、国会審議の中で4カ月近く費やしたことからも明らかになったのは国民の命と平和な暮らしを重大な危険にさらすため廃止が絶対必要な法律だということでありました。歴代政府の憲法解釈を180度覆し、戦争法に盛り込まれた集団的自衛権の行使は存立危機事態と判断すれば日本が直接武力攻撃を受けていないのに海外で武力行使するというものであります。日本の防衛に資するとの口実で世界じゅうどこでも平時から米軍を防護し、米軍が攻撃されれば自衛隊は反撃できるようになります。また、この戦争法は海外で戦争をしている米軍への後方支援、兵站活動も定めております。戦争法の狙いが世界じゅうのどこであれ米

軍とともに戦争に乗り出すことになるのは明らかであります。自衛隊創設以来、一人の外国人も殺さず一人の戦死者も出していない戦後の平和の歩みを断ち切らせてはなりません。憲法に違反する戦争法を強行した安倍政権への怒りがそれを許したままにしておくことは絶対にできないとさらなる運動が広がっております。日本の平和と国民の命を危険にさらすこのような法律、戦争法を一刻たりとも放置するわけにはいかないと協同が始まっております。日本共産党は戦争法を廃止するため1点で協同し国民連合政府をと呼びかけております。戦争法を廃止するためにもこの陳情の趣旨をくみ取り採択すべきと求めるものであります。そして、国に対し戦争法廃止の声を上げていこうではありませんかと賛成を求め、討論いたします

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件について順次討論をさせていただきます。決算特別委員会でもお断りをしましたように少々時間を要しますので、お願いをいたします。

議案番号49 幸田町基本構想についてであります。

いわゆるまちの総合計画で2025年度までの10年間の総合的な計画の基本構想とは何なのかを描くものであります。総合計画の原点、それはそこに住む住民、まちの主人公たる住民の声をいかに反映した計画であるかどうか問われるものであります。残念なことにこの総合計画と基本構想策定の経過で主人公たる住民の声を聞くための努力は皆無であったということであります。住民と目線を合わせ、膝を交えてその意見を聞く機会をつくらず、町長好みの団体や住民と語って、それで住民の声を聞いたからよしとする。さらに、住民アンケートに寄せられた意見などは参考にさえもせずにアンケートをとった、とったというアリバイづくりにしたものではないでしょうか。さらに、住民の声を聞いたとするパブリックコメントは2名が11件の意見を寄せただけであります。それで住民の声を聞いた、聞いたと主張する姿はまさにわびしくもあり、住民の声が反映していない総合計画づくりと指摘をするものであります。第2章の将来人口規模について若い世代の流入を中心として人口増加を想定しておりますが、そのために必要な基盤づくり、条件づくりをどうするかが描けておりません。基本計画にも裏づけはされていないものであり活字だけが踊ってひとり歩きをしている基本構想ではないですか。第4章第2節の環境では、豊かな自然環境はまちの魅力で財産でありますと規定はしておりますが、工場緑地制限を緩和をし、環境施設制限を緩和をし、工場拡張と企業立地がしやすい環境づくりに精を出すまちの政治の姿ではないですか。まさに、そのまちの政治の姿の実態を隠蔽をし、言葉だけ、活字だけがひとり歩きする記述だと指摘するものであります。そして、第3節の産業振興。幸田から全国へ、世界へとぶっかけて多種多様の産業育成を促進しこのように大きく構えて見せることはしておりますが、第4節では健康福祉ではさまざまな人への福祉を充実させ、赤ちゃんからお年寄りまでとそのウイングを広げて曖昧にする内容ではありませんか。総合計画とは、夢と希望、可能性

を求め続けるにしましてもまちの実態を見ず、地に足をつけて基本構想を語る視点と観点は住民の暮らしの視点は忘れ去られた内容だと指摘をするものであります。

議案番号５２ 幸田町個人情報保護条例の一部改正についてであります。

番号法、マイナンバー法施行に合わせた改正であります。その内容は個人情報保護条例の名のもとで、行政が、実施機関が恣意的な解釈と判断で個人情報が幾らでも使い回しができる規定を設けたものであります。マイナンバー法の実施がいかに危険なものであるかを条例改正を通して知らしめるものであります。

議案番号５３ 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案番号５７ 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、議案番号５８ 幸田町介護保険条例の一部改正について、以上３件は番号法、マイナンバー法施行により行政運営の効率化だとか、国保税や介護保険料の減免などの申請で個人番号の記載を義務づけるための条例改正であります。マイナンバー法は社会保険庁の個人年金番号の漏えい事件や、その悪用や不正使用への不安、さらに拡大をするそのための条件整備を進める条例の制定、並びに条例改正の内容だと指摘をするものであります。

９月４日、マイナンバー法と個人情報保護法の改悪案が国会で成立をいたしました。ますますマイナンバー使用の危険性と不安を掻き立てる法の成立であります。今回の改悪によって個人情報やマイナンバーが誰のものかわからなくする匿名加工にすることによって本人が知らない間にやりとりができるようにした改悪案であります。企業や自治体を持つ膨大な情報、ビッグデータを使いやすくするのが今回の改悪の内容であります。さらに、どこまで加工をすれば匿名かその規則さえも決まってない中での改悪法の成立であります。３件の条例改正案は行政運営や国保税、介護保険の減免申請などでマイナンバーの記載を義務づけることは、使い回しや本人の知らないうちにマイナンバーがやりとりできる危険にさらすものであります。

議案番号５５ 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

これは、マイナンバーの通知カードと個人カードの再発行にかかわる手数料徴収であります。個人番号カードは顔写真と情報蓄積のためのＩＣチップを添付したカードであります。発行された個人番号カードは役所に出向き対面で受け取るようになっておりますが、この個人番号カードの取得をめぐって既に本人なりすましなどの犯罪に利用される危険性が各地で指摘がされております。さらに、こうした広報９月号は「マイナンバー制度は安心、安全の仕組みだ」という記事を掲載しておりますが、責任が持てる記載内容でありましようか。番号カードの紛失、盗難などで悪用できる情報が満載されているものであり、その危険性もきちんとこうした広報で知らせるべきであります。

議案番号５９ 岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理をする内部組織の共同設置について及び議案番号６２ 平成２７年度幸田町一般会計補正予算（第２号）この２件についてであります。いずれも消防指令業務に係る事務の共同処理に関する規約について、一般会計で２８年度、２９年度の２カ年で総額２億７，７７２万２，０００円の債務負担行為をするというものであります。その規約内容は、まさに岡崎市の言うがまま、なすがままの規約内容ではありませんか。総務教育委員会での審議で消防長が本会議質疑で答弁した債務負担で購入した財産の帰属は、負担比率に応じた所有

比率ではなくて全ては岡崎市の財産に帰属をする、こういう答弁を何度も何度も繰り返してをいたしました。その答弁は誤りであったとして総務教育委員会でその誤りを訂正をいたしました。負担比率に応じた所有権があり、備品管理台帳に明記し管理するものと訂正がされました。本会議答弁の訂正を委員会で訂正し、それでよしとして口をつぐんで語らずでいいのか。誤りが指摘され訂正しても誤り答弁を発した本会議は知らぬ存ぜぬで押し通すのか。まさに今日の町長の姿を象徴するものであります。答弁に責任を負うのは当たり前であります。それでは、なぜ岡崎市の一般会計、幸田町の負担分が計上されるのか。それは幸田町の財産購入、幸田町の議会の議決が求められない。さらに、追加資料で明らかにされましたように幸田町に設置され単独使用の整備にかかわる公費、まちの負担費用は２億２，０００万円分が幸田町の債務負担として岡崎市の一般会計になぜ組み込まれるのか。当局の説明は「一緒に買えば安くなる」と、こういう極めて乱暴な内容であります。一緒に買わなくても幸田町分だけでも２億７，０００万、単独設置の関係でも２億２，０００万円であります。共同購入しなければならないメリットは何もありません。さらに、共同化することによって職員が２名幸田町から派遣される。しかし、その２名を幸田町がさらにきちっと対応すれば人件費の問題、職員の問題、そうしたものも岡崎に全て指揮権、イニシアチブを取られる、このようなことはないわけであります。これらも極めて不鮮明で不明瞭な実態と答弁が明らかにされる、さらにできの悪さが指摘をされる、このことが浮き彫りにされたものであります。この審議経過の中で何の脈絡もなく、またしても町長が突然に「この規約は相手方との根幹である。岡崎市と幸田町が協議をし調整して議会に提出した規約である。規約の修正とか変更は町長としての切腹ものである。その覚悟はできている。」こういう意味不明で例によってはったりとこけおどし、そして開き直す答弁をしたことは、まさに議会の審議権、議決権を否定し、他市町との協議、議会の議決を必要とする規約の審議は黙って認めよ、原案どおり議決すればいいとする権力の上にあぐらをかき、尊大で横暴、極めて許しがたい態度であります。議会は町長の従属物だとする町長の認識をまさしく露呈をしたものであります。

町長、昨年１２月の議会の一般質問にあなたは何と答えましたか。「２期目に際しましては、おごりなきように謙虚な気持ちで」まさに歯の浮くような答弁をなされたことは覚えておみえですよね。その答弁に対して何を言っておるだと。あれはつけ焼き刃、身につかずだよと指摘をする複数の議員からその声が聞かれたものでもございます。まさに、できの悪さを指摘したら切腹を覚悟しているなどと開き直すできの悪さであります。切腹したければ切腹すればいいじゃないですか。その覚悟もあるというならば誰もとめることはしません。どうぞ切腹をされたらいかがですか。幸田の町長のレベル、ラベルはこの程度だと町民と議会に広く知らしめたものであります。他市町との関係は対等と平等が原則であります。相手がうどの大木であっても、山椒のように小粒であっても対等、平等の原則が貫かれなければ自治体たる自治を守ることはできません。自治を放棄し、相手に飲み込まれる、従属になる、こういう等しい関係になるのではないでしょう。１００歩譲る考えはございませんが、仮に１００歩譲ったとしても岡崎市の一般会計に組み込まれるにしても、その額は資料にありますように共同使用設置にかかる

費用負担額5,300万円で済むものであります。2億7,772万2,000円は岡崎市との協議の経過で岡崎市のgori押しに屈服をし、幸田町が飲み込まれ、幸田町議会の議決権をも岡崎市に召し上げられた。言うがまま、なすがままの姿を示すものであります。さらに見過ごせないことは、岡崎市との共同設置は県下11のブロックに位置づけられた共同化の枠組みであります。この11ブロックとは消防広域化計画で県が示した11のブロックと全く同一の内容であります。さらに、この消防広域化計画は市町村合併で県が収容に合併圧力をかけた枠組みの内容でもあります。我が幸田町は、県の合併圧力をはね返して小さくともきらっと輝く元気なまちとして合併60周年を祝い、西三河で1つだけのまちであっても誇りを持って前進する幸田町であります。市町村合併のたくらみや消防広域化計画でも対等、平等の原則を貫いてきた幸田町であります。大須賀町長になった途端に消防指令の共同化について、負担分は負担をして岡崎のなすがまま、自治を放棄をし屈服するがごとくのこの案件、とても承服できる内容ではありません。先ほど申し上げたとおり100歩譲ったとしても負担分は負担分としてその負担の責務を果たしつつ、単独整備分、幸田町に設置する費用2億2,000万円については債務負担額から除外すべきであります。

認定議案第1 平成26年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

26年度予算編成に当たっての施政方針、リーマンショックの平成19年度の93億円から10億円もの大幅な減収状況であり、なおとしてはったりとこけおどしで危機感をあおり立てて仕事らしき仕事をせずこれを正当化するばかり。予算編成の基本、原点である総計予算主義を無視した予算編成をしたばかりか、その後の経過を見ても9月補正で法人町民税を当初予算額の12億3,020万円の62%に相当する7億6,000万円を補正計上したことに見られるような確な財源把握をせず、意図的で恣意的な財源隠しをしたことが明らかであります。法人町民税の適正課税を実施すべきであります。幸田町は財政力指数が1.0を上回る地方交付税の不交付団体。不交付団体が適正課税を実施している自治体はないかのような答弁をされますが、全国で不交付団体の数は54市町村であります。そのうち26の市町村、48%が適正課税を実施をし財源確保に努めているところでありましょう。当局の答弁は事実に反し、適正課税を実施したくないがためのでたらめな答弁だと指摘するとともに、不交付団体54市町村が企業誘致をしていないかのような答弁も繰り返しておられます。しかし、どこの市町村も企業誘致に一生懸命であります。適正課税を実施して税源を確保して住民の暮らしに役立てて使う知恵を出さず、ひたすら企業のためにこれを優先する町政の実態が指摘できるものであります。徴税滞納に対して延滞利息を課税することは角を矯めて牛を殺すの例えであります。法を生かすも殺すも政治次第であります。延滞利息課税ではなくて分納を含めて納税環境を改善する取り組みを強めるべきであります。

脱原発中電でTPS、新電力導入を拡大するとともに一般競争入札で電力供給業者を選定する取り組みに移行をすべきであります。借地解消は引き続き重要な行政課題であります、14万平方メートル余りの借地に年額4,854万3,000円余りの借地料であります。借金の元金は返さず、利息だけを払い続ける、まさに言葉では行政改革だとか、行政効率化だとか、町長の大好きなプライマリーバランスかと、こういうことを

声高に主張されることは、足元を見ず見据えることができない町政の実態を指摘するものであります。

非婚のひとり親に対する寡婦控除をみなし適用で対処すべきであります。税制の矛盾と問題点を持つ都市計画税を計画的に廃止すべきであります。矛盾があり問題があっても取れるものは何でも取っていく、こういう悪政は改めるべきであります。課税団体数は少数派であります。

第3子が安心して産めるまちを目指すならば、保育料の多子減免の拡充をすべきであります。さまざまな条件や制限を設けることなく、実施児も私的契約児も分け隔てなく等しく減免の対象にすべきであります。減免対象児が卒園するまで減免対象にすべきであります。それが名実ともに第3子が安心して産めるまちの施策ではないでしょうか。

子どものインフルエンザ予防接種費を無料にすべきであります。子育て支援の重要な施策でもございます。

子どもの医療費無料化を高校卒業まで拡大をすべきであります。県下で高校卒業までを対象にする子育て支援が拡大をしている今こそ、財政力豊かな幸田町の取り組むべき課題でございます。

名鉄バスの幸田ルートが昨年10月1日廃止をされました。地域の足を守る公共交通のバス路線の廃止は、利用者に多大な負担と不安を与えていることを改めて認識をさせた名鉄バス路線の廃止であります。コミバス路線の拡充と名鉄バスが運行している岡崎市上地バス停までのコミバス乗り入れができるように関係各機関に要請をし、早期の実現ができる取り組みをされるべきであります。

転入転出者アンケートで共通して指摘されている高過ぎるごみ袋代、県下で2番目に高いごみ袋代は当面50%以上の値下げをすべきであります。もともと地方自治法第227条違反のごみ処理手数料の徴収であります。そもそも手数料とは、特定のもののために行う事務にかかる費用を手数料として徴収することができるという任意の規定が自治法の定めであります。ごみ処理は自治体の固有事務であり、固有事務にかかわる租税以外の費用を住民に負担をさせてはならないという問題であります。提出資料にありますように製造単価に手数料を上乗せしているのは県下54市町村中12の市町村にすぎません。さらに、1袋単価別で県下で2番目に高い実態もこの資料の中で明らかにされております。さらに、50%以上値段を引き下げたとしても、その水準はまだ高きにあることもこの資料からわかるものであります。言われなきごみ袋の有料化、改めるべきは改め当面50%以上値下げすべきだと改めて主張をするものであります。

非正規職員は資質に問題がありとする答弁をなされました。まさに役人根性、上から目線の認識と感覚であります。保育士253人のうち正規がわずかに61人、24%にすぎません。非正規保育士が192人、76%、まさに異常ではありませんか。さらに、嘱託保育士にクラス担任を押しつけるなどはもってのほかであります。嘱託職員の身分は不安定、労働条件も極めて悪い状況を何ら改善をすることなく、漫然とクラス担任を押しつけていることは改めるべきであります。

シルバー人材センターをポリシーなき事業仕分け、滋賀大学の教授のコーディネーターからまないたの上に上げて、シルバーは民業を圧迫しているなどと主張をしながらも

何ひとつ実証し実例を挙げることなく補助金カットの結論を押しつけました。町長は、事業仕分けは予算削減が目的ではない、こういうふうに言われておりますけれども、結果的に事業仕分けの対象になった事務事業全てが予算削減の対象にされたことは事実経過からも明らかであります。事業仕分けの大義名分が予算削減にあったことは明らかであります。事業仕分けの前の補助金額1,977万円は、仕分け後1,186万円に、約800万円、40%も事業仕分けによってカットされたこと。まさに予算削減が目的であったことを如実に示すものであります。町長の口先だけの言いごまかし町政の実態をここでもよく示したものではありません。削減前の補助額に復元をすべきであります。

介護予防生活支援事業を使い勝手がよく、使いやすい事業に改善をすべきであります。特定な人が使い過ぎるから制限を加えたなどとする理由は、その実態を見ず、人間の感情の起伏から発生をされる声を行政としてきちんと検証することなく制限を設けたものであります。事業目的に介護予防支援事業に拡充をすべきであります。

公害対策で集落内の事業所の事業活動で塗料や有機溶剤の飛散で周辺住民の自家用車等に被害が及んでいることは現場確認で承知されているものであります。有効で適切な公害対策指導は極めて不十分。そして、町民の被害補償は民間と民間の問題だとして傍観者を決め込んでいること。これでいいのでしょうか。改めるべきは改めて因果関係は明らかであり、解決のために行政は働きかけをすべきであります。

安定した人口増のまちに必要な施策の1つ、定住化支援施策があります。住民アンケートでも指摘をされ、まちもその方向性が有効であるとしているのに、ノンポリ市町長の朝令暮改町政の犠牲にさらされた定住化支援策。若い層を中心に町外に住宅を取得し転出をしている実態はアンケートからも明らかであります。新たな住宅取得支援策を打ち立てるべきであります。

幸田駅前の駐輪場の整備を急ぐべきであります。雨にぬれ、風に倒されている自転車を見るたびに、まちの政治の貧しさを実感するのは私だけではございません。町長は、閉庁日に庁舎前の自転車置き場に愛車を乗り入れて、雨にぬれてはいかんから、こういうことを議会で言いわけをしましたよね。自分の車が雨にぬれることは駐輪場に入れても町民が町外に働きに行き、学びに行く、その環境が風に倒され雨にぬれるような状況であっても全く無頓着。思いは至らず、手をこまねていて動こうとしていないのが町政の実態であります。駅前区画整理事業は遅々として進まず、事業期間を2年間延長しても、その見通しは極めて厳しい状況にあります。駐輪場整備を先行して整備をすべきであります。

産業振興課と都市計画課が矢面に立たされて前面に立たされたAコープの撤退に伴う補助金返還問題。なぜ都市計画なのか。なぜ産業振興課なのか。矢面に立って諸問題を解決するのは企画部であり、企業立地課でしょう。企業のためなら何でもやると。責任逃れなら誰でも責任を転嫁をして知らん顔をする企画部長、企業立地課長のポリシーは一体なんでしょう。Aコープとエアウィーブとの間でAコープ撤退後の資産譲渡契約は昨年6月11日に締結をされました。補助金返還不要要綱は譲渡契約がなされた後につくられたものにもかかわらず、あたかも契約前につくられている要綱に見せかけようとした。そして、26年4月1日施行としましたが、事の経過は指摘をしましたように譲

渡契約が締結された後にどたばたとつくられた事実経過も明らかで、要は後出しじゃんけんでまちへの補助金返還、約2,500万円は返還しなくてもいいんだよ、こういう要綱をつくったではありませんか。こんなでたらめなことを議会に一切明らかにせず、こそこそとやって契約が締結されたとして補助金返還不要要綱をこれもそそくさと廃止して闇に葬る。まちの補助金約2,500万円の返還を求めず、内緒でくれてやる悪知恵を働かせることは、補助金返還は産業振興課の仕事だ。撤退後のAコープの施設と土地利用は都市計画法上の問題だとして都市計画課にぶっつけて我関せず、我知らずと決め込んだのが企画部長と企業立地課長の、さらに、副町長と町長の連携をした悪巧みであります。

町営住宅神山にかかわって、神山住宅の自治会代表者から提出された陳情書。その内容は、入居者に対するまちによる迅速かつ強固な措置についてであります。議会議長は、提出されたにもかかわらず、議長はこの件で町長がびりびりしているからとして議会審議をせず、町長部局に丸投げをする。おおよそ考えられない対応をする。まさに議会の自殺行為であります。入居者が平穏で安心して暮らせる環境、条件をつくるのは設置者たる町長の責務ではございませんか。入居者の不安な暮らしが脅かされていることを百も承知しながら、住民のことより町長がびりびりしているから、これを最優先するという認識のもとで入居者から提出された陳情書を丸投げするなど、議長一人の感情のあらわれにとどまらず、議会の存在理由、存在価値にかかわる極めて重大な問題であります。町長がこの件でびりびりしようが、かりかりしようが、それは町長の勝手でしょう。町長がこの件で最善で有効適切な手段、方法を迅速に講じてこなかったわけであります。町長の身から出たさびでしょう。天に唾する行為のお返しであって、町長がびりびりしようが、かりかりしようが町長の勝手であります。何よりも住民の入居者の不安を取り除くことが最優先で重要な課題であることを改めて認識すべきことでもあります。

小学校の就学援助を幅広く捉え運用をし、学校病もその対象になりますので、広く活用をされるべきであります。

中学生海外派遣事業は見直す時期に来ております。選ばれた小数の者だけが海外派遣をされる。義務教育課程で必要な事業でしょうか。しかも、ここ数年派遣をされる男女の比率が偏ってきております。このことも合わせて見直すべき時期に来たと提起するものであります。

小中学校の修学旅行に対する保護者負担の軽減に役立てる施策は極めて重要であります。リーマンショック後のどたばた劇で修学旅行報償費がカットされたままいまだに回復がされておられません。海外派遣を見直し、修学旅行費保護者負担軽減に役立てて使うべきだと提起をするものであります。

町民会館、町立図書館、町民プールなど管理運営を指定管理者制度に委ねることは改めるべきであります。2010年12月28日付の総務省の通知は、サービスの質の向上を上げるのが目的であって、競争性の導入によってコストを下げる道具になっている。サービス向上が目的であることを自治体に改めて認識するようにとする通知が出されております。指定管理者のもとで働く人たちの実態を把握し、労働者が安心して働ける制度にすべきであります。指定管理者制度を廃止し直営に改めるべきだと提起するもので

あります。

認定 3 平成 26 年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

国保税の滞納繰越額は 2 億円を超える額に達しております。収納率は 80 % を割り続けております。このことは国保税を払いたくても払いきれないほど高くで重い国保税の実態を示すものであります。要求資料にありますように一世帯当たりの国保税の高さ、重さは 18 万 9,507 円、この額は県下 54 市町村中、堂々の第 6 位に位置する重税であります。昨年度の 25 年度は 18 万 8,547 円、25 年度よりも 960 円、26 年度は負担増を押しつけて県下順位を第 7 位から第 6 位へ押し上げて加入者に過重な重税を押しつけた実態が明らかにされているものであります。国保税課税内訳で応益割の個人均等割は悪名高き人頭税であります。生きているだけで受益があるとして生きているあかしとして課税をする天下の悪税であります。個人均等割を中心に世帯平等割、資産割を一世帯最低 2 万円以上引き下げるべきであります。課税限度額が引き上げられると我先にと引き上げるとは一生懸命な大須賀町長の姿を見て取れる内容でもあります。我がまちは全国でも数少ない地方交付税の不交付団体だと胸を張る町長でございますけれども、一般会計から法定外繰り入れをふやして重税に苦しむ払いたくても払いきれず、滞納すれば保険証を取り上げ、短期保険証に切りかえ命の不安のふちに立たせていいもののでしょうか。豊かな財政力を住民の暮らしを支え支援をする町政へと切りかえるべきと主張するものであります。

認定 7 平成 26 年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、
認定議案第 8 平成 26 年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

この 2 件の議案に共通するのが受益者負担金、分担金であります。受益者負担金、分担金の法的な性格は、この事業によって実現をされる受益とは特別な受益であって一般的な受益に対して受益者負担金、分担金を課してはならないということであります。事業実施によって必然的にもたらされる受益とは、一般的な受益であって特別な受益ではないということであります。集落排水事業、下水道事業も受益の限度において賦課されるのが負担金、分担金であります。受益の内容は集落排水も下水道も同じであります。同じでありながらなぜ下水道にあっては市街化区域と周辺集落の受益に差があって賦課される負担金に違いがあるのか。さらに、集落排水に至っては事業費の 8 % が受益だとして分担金の算出がされております。事業費の財源捻出のための負担金負担はしてはならないというのが法律の定めであります。最高裁判所まで争われた負担金、分担金の徴収は認められず、改めるべきであります。

また、農業集落排水事業の大きな課題は集落ごとに設置をされている処理場の維持管理問題であります。集落排水を導入をしている市町村共通の要求は、污水管を下水道管に接続をし、下水道処理施設へと導入することです。全国の集落排水事業で一定の条件があれば下水道に接続をする自治体も出てまいりました。しかし、その条件をクリアするには極めて狭く高い壁がございます。私は、町長に愛知県町村会、全国町村長会に同じ要求を持つ町村と力を合わせ要求すべきだと提起をしました。なぜか町長は答弁を避け、口も開かず担当部長に答弁をさせ、みずからの考え方を披歴し、幸田町の要

求解決への意思のあらわれも努力も語ることを避けてきた。極めて残念で理解のできないことでもあります。

認定議案第9号 平成26年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

この認定第9号及び第8号、第7号の3件に共通するのが自民党の公約違反の消費税の転嫁であります。自民党と悪政を競いながら歩調を合わせる公明党も消費税10%の増税を強行しながら、公明党に至っては今こそ軽減税率だと主張をしていますが、大増税を自民党と二人三脚で導入をしながら、国民の頭を張り倒しておきながら軽減税率だと国民をあざけるものであります。さらに、軽減税率は自民党から三くだり半を突きつけられ右往左往しているのがその実態ではありませんか。小手先の軽減税率だとか、あるいは還付だとかで重税を押しつける悪政をごまかす、こういう政治こそ姑息であります。消費税転嫁を中止し、転嫁の悪税たる消費税廃止を主張し、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結といたします。

ここで、途中ではありますけども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時32分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、上程議案30件と陳情7件について採決をいたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第49号議案 幸田町基本構想について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 幸田町職員の再任用に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第５０号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５１号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第５１号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５２号議案 幸田町個人情報保護条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第５２号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５３号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第５３号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５４号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第５４号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５５号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第５５号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５６号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第５６号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５７号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第５７号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５８号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第５８号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５９号議案 岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第５９号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６０号議案 岡崎市斎場の利用に係る事務委託の廃止に関する協議について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６０号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６１号議案 財産の取得について（小学校コンピュータ）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６１号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６２号議案 平成２７年度幸田町一般会計補正予算（第２号）、本案に対す

る委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第６２号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６３号議案 平成２７年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６３号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６４号議案 平成２７年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６４号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６５号議案 平成２７年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６５号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６６号議案 平成２７年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６６号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６７号議案 平成２７年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６７号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６８号議案 平成２７年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６８号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６９号議案 平成２７年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６９号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第１号 平成２６年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第１号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第２号 平成２６年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第２号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第３号 平成２６年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第３号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第４号 平成２６年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 平成26年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定議案第6号 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定議案第7号 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 平成26年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定議案第9号 平成26年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、陳情第3号 幸田町文書取扱規程第32条(9)に定められた文書索引目次等及び同規程第33条第1項に定められた保存文書目録が適正に作成されるようにしてください。また、どのような公文書がいつ廃棄されたかを具体的に記載する廃棄文書目録が適正に作成されるようにしてください。に対する委員長報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択することに決定しました。

次に、陳情第4号 幸田町情報公開条例による開示対象範囲を現行の平成12年4月1日以降から愛知県並みの昭和61年4月1日以降に広げ、それ以降についても愛知県並みに任意開示の規定を設けてください。に対する委員長報告は不採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第7号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第7号を採択するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、陳情第7号は、採択することに決しました。

次に、陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持

及び拡充を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第8号は、採択することに決しました。

次に、陳情第9号 戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第9号は、不採択することに決定しました。

ここで、途中ではありますけれども、昼食のため休憩といたします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、議員提出議案第8号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について、議員提出議案第9号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、志賀君。

〔6番 志賀恒男 登壇〕

○6番（志賀恒男君） 議員提出議案の朗読をもって提案説明といたします。

議員提出議案第8号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出をいたします。

平成27年9月30日

提出者	幸田町議会議員	志賀	恒男
賛成者	幸田町議会議員	酒向	弘康
〃	〃	稲吉	照夫
〃	〃	鈴木	重一
〃	〃	大嶽	弘
〃	〃	伊藤	宗次

提案理由

国の私学助成の増額と拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）

私立学校は国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由に私学助成を削減する動きが後を絶たない。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、昨年度、16年ぶりに平成10年度水準を超え、今年度は国からの財源措置（国基準単価）を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いている。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、多くの生徒が無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円をこえ、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の「高校無償化」の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって、県独自の授業料助成が大幅に減額された。特に乙ランク（年収350万円以上840万円以下）の層では、公立が11万8,800円軽減される一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がった。その結果、「教育の機会均等」が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますますふえた。そのため私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれてきた。

このような状況下で、この2年間、愛知県においては、国の無償化政策見直しに伴う就学支援金の加算分約10億円（約5億円×2年）を活用して、従来の授業料助成制度を復元し、授業料本体については、乙Ⅰランク（年収610万円以下）までの層はその3分の2を、乙Ⅱランク（年収840万円以下）までの層は半分が助成されることとなった。また、入学金助成は、年収350万円以下の甲ランクでは2年連続5万円増額された。

それにもかかわらず、「父母負担の公私格差の是正」は、いまだ抜本的な解決には至っておらず、私学を自由に選択できないなど、「公私両輪体制」にとっていびつな状況が今なお続いている。甲ランクでは、授業料本体と入学金については、無償化されたが、施設設備費などを含めた「月納金」では、いまだ約5万円の公私格差が残っている。しかも、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で、学費の高い私学に來ているという現状がある。一方、入学金助成は、甲ランクは20万円となり、無償化されたが、乙ランクは、乙Ⅰは6万5,000円、乙Ⅱは4万8,000円で据え置かれたままで、15万円前後の負担が残っている。

一方、全国的には、平成26年度の文部科学省調査でも16道県が制度改善を行わな

かったと発表されたように、せっかくの国の加算措置が多くの自治体で独自制度の改善に結びついていない現状がある。

私学は、「公教育」の重要な役割を担っている。本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私立格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母・町民にとって切実な要求であり、とりわけ、準義務化された高校教育においては急務となっている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母・国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私立格差を是正するための就学支援金を、一層拡充するとともに、あわせて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月30日

愛知県額田郡幸田町議会

(宛先)

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣

続いて、議員提出議案第9号の説明をいたします。

議員提出議案第9号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出をいたします。

平成27年9月30日

提出者	幸田町議会議員	志賀	恒男
賛成者	幸田町議会議員	酒向	弘康
〃	〃	稲吉	照夫
〃	〃	鈴木	重一
〃	〃	中根	久治
〃	〃	大嶽	弘
〃	〃	伊藤	宗次

提案理由

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、全ての国民

の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省は、10年間で31,800人の定数改善をはかる「新たな教職員定数改善計画案」を打ち出し、概算要求にその初年度分として2,760人の定数改善を盛り込んだものの、学級編制基準の引き下げなど、少人数学級の推進についてはふれられておらず、不十分なものであった。さらに政府予算においては、500人の加配による定数改善のみにとどまるとともに、教職員定数全体については、昨年度を上回る、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減がなされ、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては大変不満の残るものとなった。少人数学級は、保護者・町民からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成28年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月30日

愛知県額田郡幸田町議会

(宛先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案の2件について質疑を行います。質疑は、一議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

議員提出議案第 8 号について質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 以上で、議員提出議案第 8 号の質疑を打ち切ります。
次に、議員提出議案第 9 号について質疑を許します。
ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 以上で、議員提出議案第 9 号の質疑を打ち切ります。
これをもって質疑を終結いたします。
ここで、委員会付託の省略についてのお諮りをします。
ただいま議題となっております議案を会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。
よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより、議員提出議案 2 件について、討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 反対討論はありませんか。
反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立によって行います。
まず、議員提出議案第 8 号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅井武光君) 着席願います。
起立多数であります。
よって、議員提出議案第 8 号は、原案どおり可決されました。
次に、議員提出議案第 9 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅井武光君) 着席願います。
起立全員であります。

よって、議員提出議案第9号は、原案どおり可決されました。



日程第4

○議長（浅井武光君） 日程第4、第70号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大須賀一誠君） それでは、追加の補正予算の関係につきまして御説明させていただきます。

第70号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ141億1,909万6,000円とするものでございます。

まず、それでは歳入につきまして補正予算の説明書の8ページ、9ページでございます。よろしくお願いいたします。

55款国庫支出金につきましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を受け、先駆性を有する事業に対する地方創生先行型の上乗せ交付金5,000万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございます。10ページから11ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、15款の総務費におきましては、物づくりのまちとして持続的、自立的な発展を図るため産学連携による高付加価値次世代産業の創出を支援する低温プラズマ技術新産業創生事業を行うものでございます。本事業は平成27年3月24日に地方創生先行型基礎交付決定を受け、現在進めている高付加価値次世代産業創出事業をさらに高度化するために8月27日に地方創生先行型上乗せ交付金の実施計画を内閣総理大臣へ提出したものでございます。事業内容は、名古屋大学が保有する低温プラズマ技術におきまして、農林水産業に活用する機器開発の研究委託を名古屋大学等に行い、そして、新しい製品を町内外の物づくり企業にて生産し、将来の雇用拡大を目指すものでございます。その地方創生先行型基礎交付金におきましては、低温プラズマ水産事業の実証地として北設楽郡豊根村と連携協定をしております。今回、国が求める広域連携事業として幸田町と豊根村にて共同申請したものでございます。地方創生先行型上乗せ交付金は、内閣府が全国で300億円を予算化したものでありまして、応募する自治体の実施計画を提出し、内閣府の外部有識者による評定委員の評価により事業採択が行われコンペ方式で交付されるものでございます。交付決定につきましては、11月上旬を予定しておりますので、決定後の時間を考慮いたしまして幸田町と豊根村にて本9月議会にそれぞれ5,000万円を新規計上するものでございます。なお、議案関係資料につきましては1ページからでございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、1件につきましての提案理由をさせていただきました。よろしく可決承認賜り

ますようお願いを申し上げます。

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いをいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、第70号議案の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この高付加価値次世代産業創出事業についてでありますけれども、幸田町は前から地方総合戦略の中で上乗せ決定をしていきたいというようなことで進んでいたというふうに認識をしております。そもそも今回のこれは昨年秋の臨時国会で成立をさせてきましたまち・ひと・しごと・創生法に基づいて行われるものでありまして、平成26年度の3月補正の中で繰り越しとして行ってきたものでありまして、プレミアム商品券を今年度発行にしたものでありますが、このプレミアム商品券につきましても十分な審議がなくばたばたとした中で3月補正ということで進んできたわけでありまして、結果としてこの地方創生の生活応援型、これが全ての住民に対して行き渡ったかというところではないと。一部の住民に偏ってしまったと。こういうことからばらまきではないかというようなことも言われているわけでありまして。そして、この次の地域活性化という名前で地方創生先行型。この地方版の総合戦略の策定に向けて8月4日に出されました地方創生特別委員会協議会資料、この中にもいろんな調査項目や、あるいは内容等、そして策定をする必要性ということが載ってきております。そして、これに基づいて新たに上乗せ分として300億円の中に加わり、また交付金を受けようとするものでありますが、今、提案説明の中で町長が言われましたが、これにつきましては11月上旬に交付決定がなされるよということでありましてこれは見込み計上でやってきているということで理解をしてもよろしいかということでありまして。そして、この内容が全て名古屋大学に研究開発費として丸投げをしてしまうということで、これが地方創生、いわゆる住民自治を発揮して農林水産業など地域資源の活用によって雇用と所得を生み出すことの事業に活用できるかということでありまして。また、中小企業の支援によって安定雇用をふやすというこういう地方創生の事業内容に乗ったものであるかといったらいかがかということでありまして、その点について説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま丸山議員から地方創生先行型の概略の御案内をいただきまして、全くそのとおりでございます。最初に御質問のあった見込み計上かというところへございましては、これはそのとおりでございます。多分採択をしていただければいいものでございますので、ここで議会に報告させていただいて採択をされた暁にはすべからず事業に入っていきたい、かように思う次第でございまして見込みの計上ということにさせていただいております。

続きまして、これは名古屋大学だけの丸投げかというところでございますが、もともと今回の地方創生先行型につきましては、国が仕事づくりなどをして地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促すために交付金を設置するというので、議員が先ほどおっしゃったとおりもともと総額は1,700億円、そして、基礎交付として1,400億円を各自治体を実施計画を受けた基礎事業について交付をし、残った300億円につきましてはどのような目的に行うかということにつきましてはまず3つの項目がございます。まずは、事業分野が適切であるか。そして、事業の仕組みが適切であるか。最後に一番大きく説明を受けたのが、ほかの自治体、県内、国内、他の自治体に参考となる特に先駆性がある広域連携を踏まえたものであり、なおかつ事業の継続性、経済的な自立性を求められており、今回の実施計画にはパートナーとなる企業名の固有名詞も記載しなさいという言葉が指導の中に入っておる状況でございます。そして、我々は先ほど申しただいたように上乗せ交付金の締め切りは8月31日であったわけでございますが、我々は8月27日に上乗せの実施計画を作成をいたしまして、そこで名古屋大学さんと地元の大学である愛知工科大学さんに研究委託、先行的な低温プラズマを使った新しい装置開発の研究委託を前の基礎交付金でいただいた高付加価値次世代産業創出調査業務に上乗せをして、今回ターゲットを絞った低温プラズマ技術産業創生事業を行うというものでございます。そして、丸山議員から言われたこれは地方の役に立つのかということにございましては、今までこの低温プラズマを使った陸上型養殖技術というのは確立はされておられませんでした。名古屋大学の技術研究所を尋ねたところ新しい陸上型の養殖技術の装置開発が可能であるということを経6月12日に契約をしましたさきの高付加価値次世代産業創出事業の調査において途中の報告がございまして、それであるならば予定どおり先行型の上乗せ交付金を使い、その新しい製品をつくれる町内の企業、そして、町内の企業と連携している企業と産業創出すればこれは地方の役に立つのかな。そして、最後にそういう新装置が開発された場合には新しい技術者が必要となり、その面において新しい雇用が生まれてくる。このように考えておる次第でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この資料によりますと高付加価値次世代産業創出調査業務は平成27年6月12日から平成28年3月29日までの間、契約金額が831万6,000円、これは名大と契約をしている内容であります。そしてまた、この事業に対して実証試験上としては愛知県の設楽郡豊根村と連携して実施をするということで、もう既にこの上乗せ交付を狙って前段階で動いてきたということがこの資料からも明らかになるわけですが、例えば、見込み計上ということでありますけれども、もしも交付金が採択されなかった場合、5,000万ですね。豊根村も5,000万、お互いに1億ですね、採択されなかったらこれは幸田町として継続をし自腹を切ってやっていくのかということでございますけれども、その点についてはいかがでしょうかということになります。

それから、この地方創生の先行型につきましては人口減少時代を迎えるに当たってやはり日本の人口を1億人確保していきたいと、こういうようなことで一極集中型ではな

く地方にもということで行われるものでありますけれども、この地方における安定した雇用の創出、それから、地方への新しい人の流れづくり、若い世代の結婚や出産、子育ての希望をかなえる、そして、時代に合った地域づくり及び地域と地域の連携ということのこの4つが求められているというふうにこの事業が位置づけをされているわけでありまして。そこでお聞きをするわけでありまして、いろんな先行型と言われますけれども、例えば、やはり住民が期待をするのは地元雇用の創出は言うまでもなく、やっぱり地域の活性化というものを求めるわけでありまして。また、活性化と同時に住みやすいまちづくり、また、そして地元で生活できる雇用と、それから安心して子どもが産み育てられるまちづくりというこういう視点もなければならぬというふうに思うわけでありまして、しかしながら、上乘せ計画の中にはこのようなことは盛り込まれていないわけでありまして。やはりまち・ひとという中で考えれば若い世代の方たちが安心して子どもを育てられるまちづくり、これも視野に入れながらやっていくべきではないかというふうに思うのですが、それが全て研究開発ということで丸投げをするのはいかがかということでありましてけれども、その点についてはなぜこのような丸投げ方式になってしまったのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 最初の御質問でございます。もし不採択になった場合でございますが、これは町費を投入する予定はございませんので、また未執行のお話を皆様方議会に報告をする予定です。では、そこで諦めてしまうのかというふうに思われるかもしれませんが、これままだまだ文科省、経産省で別の10分の10の事業メニューがありますので、そういった事業メニューを調査研究をし、継続的に行っていきたいと考えておる次第でございます。

そして、次に地方創生に基づく地元の雇用、地元の活性化はどのように考えておるんだということにつきましては、さきにも申しましたように基本的な技術は、やはり名古屋大学は低温プラズマでは世界最高のものを持っており、その証明として物理学賞、化学賞で名古屋大学は6人のノーベル賞を出しておられ、非常に研究員、そして研究室も充実をされておる。いろんな大学に声をかけさせていただいたんですが、結果的にはやはり名古屋大学になってしまった。しかしながら、名古屋大学には研究委員には、当地幸田町から出身の東大を出られて現在名古屋大学で特任講師をやっておられる幸田町のゆかりのスタッフが数名いた。そういう数名の方々と今回地元の愛知工科大学において研究の調査の協力をいただくというところで名古屋大学から愛知工科大学に連携をしながら技術供用が生まれます。そうしますと愛知工科大学においても非常にレベルが上がる。愛知工科大学のレベルが上がれば当然県外からも愛知工科大学に学生が集まる。その学生はどこに住まわれるかといったら蒲郡市さんにも住まわれるだろうし、我々近くに三ヶ根駅がございますので三ヶ根駅の周辺のアパートにも学生が住まわれる。そういったところは若者の集約というところに貢献するのではないかなというふうに思っておる次第でございます。

最後の御質問が名古屋大学に丸投げだということでございますが、実は、言葉の言いようでは丸投げというところは当たっているかもしれませんが、現在、もともと名古屋

大学の低温プラズマ研究室は工業系の技術を医療系の技術に転用するという事で10年前から調査研究をして、現在、実証実験を名古屋大学の医学部で行っております。我々幸田町からはその医療技術の一部分を農林漁業、低温プラズマというのは大変有能な技術でございまして、ある細胞を攻撃することもできますし細胞を成長促進するというところもあるそうでございまして、我々幸田町は豊根村さんと一緒に組みまして、まず陸上養殖で環境が整っておる豊根村さんの現在3年前からやっておられるチョウザメの養殖技術を幸田町の企業の皆様方がつくった低温プラズマの活性液、そして水中プラズマを発生する装置等を使って陸上養殖の新しい技術を確立する。そういったことによって名古屋大学にこちらから依頼をしておるわけでもございまして、丸投げではないですけども意向だけ丸投げをしておるということでございまして、我々は研究技術はございませんのでそういった意味で名古屋大学の医療技術を転用してくださいという、そういうお願いをしているところでございます。大変ちょっと長くなって恐縮でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） プレステージレクチャーズでこの教授のお話も伺ったわけでありまして。そして、例えば金魚がとても大きな魚になって食べられるか食べられないかは知りませんが、そのような先ほど言われました細胞の成長促進を促すよと。それがまた、例えば今度は農業の分野にも利用できるということのようでございました。しかしながら、お話を伺っていると遺伝子組み換えではありませんけれども、やはりまだこうした成長促進が人体に与える影響というのがいかなのかなというものがまだ解明をされていないということでちょっと危機感も抱いたわけでありまして。ですから、これを即雇用に結びつけるということがどうだったのかということから考えれば、私は5,000万円を丸投げするというようなことにしか受け取れないわけでありまして。新産業を創出をしていく、そして町内の活性化を目指す、この取り組みは大変いいことではあります。しかしながら全部国費だから全て名大に丸投げをしてやってもらおうじゃないかというのでは余りにも能がないと言わざるを得ないのではないかなと思います。また、この報告の中には、例えば企業名も固有名詞も記入しなさいよというようなことで、この8月27日はそれをまとめて報告をされたということでもあります。それならば町内外の協力企業、この辺も明らかにしていただきたいなというふうに思うわけでありまして。それと、やはりこの地方創生がうたっている定住地域活性化という点での子育て支援というのはなぜ盛り込まなかったのか、この点についても伺いたいなと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今、ただいま丸山議員から言われた低温プラズマを使って食べる物を大きくし、それを食べることによって遺伝子の改変ではないんですが細胞を刺激を与えるものだから衛生面については、これは今名古屋大学は総合大学でございまして、食物科等々と一緒に調査研究もやっております。名古屋大学とも話をしておいて、まず成長促進をするものだけでなく水を浄化する浄化装置、そして、液中プラズマを発生する発生装置等々はまだまだ改良の余地があって、今使われているものよりもさらに高度化するものができたら、それはすぐさまにも商品開発として、製品として出る可能性があるだろう、そういったことを聞いておりますので、食べる物だけではなく水を

きれいにする装置のほうにも使えるということを現在調整をしておる次第でございます。

そして、企業名でございますが、こちらは町内の企業でいきますとセンサーをつくっておられるセキアオイテクノ、そして、機器の製造メーカーであるコバテックさんの2つが町内企業でございます。そして、低温プラズマ等々の装置に非常に長けておられる知立市にある富士機械製造さんが1社ございます。そして、ここの将来的には医療機器、そして低温プラズマの発生器を医療のほうで使えるということで、隣のまちでございますが蒲郡市さんにあるニデックさん、そちらの企業が今回のパートナー企業ということになっておる次第でございます。そして、丸投げということは言葉はそうようになってしましますが、この先行型上乘せの場合は説明会が実は4月3日に国であり、その後ずっと3カ月ほど内閣府の地方創生推進室の担当者と御相談をしながらやりとりをやってこういう高度な大学の技術を地元の企業に落とし込むそういうものは対象の中に入るという確約をいただいて今回提出をしたものでございます。

そして、最後に子育て支援になぜ使わなかったということでございますが、これは先ほども言ったように浄化装置と、あとにおいを消すものもございまして、子育て支援のそのものにはかかわらないかもしれないですが、子育て支援をするための周辺機器の開発については若干ですが子育て支援に寄与できるようなことも想定はしておる次第でございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この地方創生の地方版の総合戦略によりましては、安心して子どもが産み育てられるということで保育園の拡大や、それから、そうしたところにも計画を策定しているようでございます。しかしながら、幸田町で見ますと全て技術開発のほうに費やしてしまうということからすれば、これは余りにも地方版の独自性というのがでないのではなかろうかなというふうに感じる次第であります。

それから、既に契約をしている金額が831万6,000円と合わせて5,000万円というつかみ金ということになるわけですが、現実的にこうした技術開発についてはお金を幾らあっても足りないという状況がございまして、今、大変な夢を語られたわけですが、これが5,000万で果たして開発が可能なのかというこの辺の見積もり、こういうのをとってこのところに全てをかけようというふうなことで取り組まれたのか。その辺についても合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま丸山議員が言われました事業における、果たして今回の5,000万と前回の831万、合わせて5,800万でどれほどのものができるんだという御質問だと思いますが、実は名古屋大学はさきにお話をしたように既に低温プラズマを使った医療系の研究を文科省さんの補助金、経産省さんの補助金をいただいて既に調査をしておる次第でございます。今回の低温プラズマ新技術産業創生事業の5,000万が全体にとってどのぐらいの比率になるかというところは、これは研究開発でございますのでそのときそのときの可能性のあるところに投与をしていくというやり方を研究者は考えておられますので、全体の中の5,000万の比率はというところにつ

いては私どもも理解はしておりません。ただし、5,000万円の内訳は調査研究として1,000万円、研究開発として4,000万円を提示し、その内容についても名古屋大学について指示をしており、それは前回の高付加価値次世代産業調査業務につきましても契約書の条項にしっかりとうたってある次第でございますので、私どもとすると何度も申し上げますが名古屋大学の先駆性、そちらの技術に地元の企業と合わせることで相乗効果が生まれる。そして、新たにまた地元の産業が生まれる相乗効果を期待をしており、このような事業を今回国に提出したものでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、8月30日の期限内の8月27日に内閣府に提出したよということであります。それで、もう既に手形を取ったような形の中で見込み計上をされるということですが、愛知県内、並びに全国の中ではこの付加価値分に対してはどれぐらいの応募があったのかわかっていたらお答えいただきたいということ。それから、既に広域連携ということも挙げられているわけでありまして、これも一つの確定の対象となるということから豊根村と連携をして実施をするということで、既にこの実証試験上として連携をしたよということですが、この連携に当たっての協定、あるいは覚書、そういうものを結ばれたのかどうなのか合わせてお答えがいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） まず、全国県内の数値でございますが、上乗せ交付にチャレンジをされた県内の自治体は14でございます。全国の市町村でございますと659自治体が手を挙げられました。そして、10月末までに総合戦略を策定した自治体での上乗せ交付はもれなく1,000万円が交付されるというルールがございまして、そちらのほうにつきましては全国で市町村は698億円で申請金額は64億円。県は36団体で3億円で、10月末までにつきたというもれなくもらえる予算が68億円が既に確定をしております。そして、今回の先駆性を持つ上乗せ交付金にチャレンジされた市町村が先ほど述べましたが659市町村で県は47件でございます。応募限度額を全部足しますと485億円でございます。ということは、もともとの金額予算は300億円でございますので185億円がオーバーになっておる。その185億円がオーバーになっているところを先ほど御説明をしましたが評価点が低いものは不採択になるコンペ方式ですので、評価点の高いところからが交付金が先着順でだんだんもらえていたけるというふうに説明は受けております。

そして、先ほどいわれた広域連携につきましては、これが国は非常に多く評価点を用意しておるところでございますが、愛知県においては幸田町と豊根村の1つだけが広域連携で、あとの12市町村は単独でございます。また、協定書でございますが、協定書につきましては、さきにことしの3月9日に第1期の基礎交付金の実施計画を出す前に幸田町と豊根村との高付加価値次世代産業創出等に係る連携と協力に関する協定というのを結んでおり、これはあくまでも高付加価値次世代産業創出という非常に絞られたものの協定を結ばせていただいております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 3月補正でばたばたとこれは議決をしてきたわけでありますよね、

十分な議論もなく。それなのに、その前にもう既にもうそれを見越して豊根村とは協定を結ぶ計画をし、そして３月９日に結んできたよということではありますが、なぜ３月議会のときにそのようなことが説明ができなかったのかということでございます。やはり後々今ごろになってこのようなことが明らかにされるというのは、これは少し議会軽視ではなかろうかというふうに思うわけではありますが、その点についてはいかがなのでしょう。

また、今回この地方創生の事業について豊根村と幸田町が連携をしていくということは既に豊根村が名古屋大学と３年前から研究開発をしている、これに幸田町が乗ったよということの一つの受けとめ方にもなるわけですが、その点はいかがでしょうということでもあります。やはり私はこのように上乗せ交付をしながら地域の雇用を創出をしていく、そういう点については否定をするものではないわけではありますが、しかしながら、やはりその地域の住民自治を守りながら、そして、なおかつ地元の状況も把握をしながら自分たちのまちをどのようにしていこうかというそうした観点が欠落しているのではなかろうかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今、丸山議員の質問でございますが、まず時系列的なところを先に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、もともと地方創生に向けての計画は平成２５年の年末から始まったものでございまして、今回の緊急支援交付金の先行型の要綱というのがございます。これは国が定めた制度要綱でございますが、これが２月１０日に要綱が定められたものでございすが詳細な内容はまだつくられていない状況下でございました。そこで、２月１０日のときに幸田町につきましては基礎交付額として数字が出てきたんですが１，６２７万９，０００円、まず１，０００万円を総合戦略策定に使いなさいよ。あとの自由裁量は６２７万９，０００円ですよというものが出されてきました。その間、実施計画をつくっていかなければいけない。実施計画に基づいて国の採択を受け了承を受けなければいけないというところで内閣府の担当者にお聞きをし、そして、可能性があるのはやはり広域連携だということを言われましたので、我々はもともと名古屋大学ＳＩＤＣのほうに当課の職員を送り込んでおり化学的な技術の情報は持っておりましたので、それを名古屋大学に提案をし、それでしたら陸上養殖のチョウザメをやっておられる豊根村等々の情報を名古屋大学からもいただいて調整をしており、そして、まずは協定等々を結びながら同時進行でやっていかなければいけなかったということでございます。

そして、先ほど議員が言われたように３月の議会のときに、これは本当は２月の協議会でやればよかったんですが２月１０日に要綱が決まりましたので、２月の協議会でも実は残念ながら間に合わなかった。そして、３月のときにも間に合わなかったということでございまして、結果的に議会への報告が３月９日の協定を結びましたというところが御報告がおくれてしまって結果的には年明けの６月の議会の５月の協議会にまとめて出させていただいたということでございます。本当にその件につきましては、我々も内閣府の職員の指導を受けながらやっておる状況でございまして、これは全国的にも同じような状況でございますが、今後はこのようなことがないように今回の上乗せのほう

もししっかりと前向きに内閣府のほうに情報提供をいただけるようお願いをしているところでございます。

そして、なぜ豊根村との連携が非常に可能性があるかというところについての御質問でございますが、豊根村というところは、現在、愛知県において非常に厳しい財政状況にはなっておるところでございますが、県内では最高標高、高さがある。そして、茶臼山高原を裏山に持っており豊富なミネラル水と観光資源にも大変恵まれており、幸田町が若干自然が減少しておるところでございますが、豊根村さんはしっかりと自然環境、そして教育環境の茶臼山高原を持っておられますので、そういったところとぜひとも連携をするのが我々幸田町としても町村連合として非常にふさわしいのではないかと、そういったところを考えて豊根村様と連携のお話のお声がけをさせていただいたのが経緯でございます。

済みません。長くなりました。

○議長（浅井武光君） 質問者に申し上げます。

残り1分であります。よろしくお願いします。

○13番（丸山千代子君） もともと今回の地方創生の地方総合戦略版につきましては、今年度中に完結をしなければならない事業を完結しなければならないという大変無理な事業でございます。そこに今回の今質疑の中で明らかにされたようなばたばた仕事になってしまったということで住民の考えも反映をされなかったというところに無理があるのではなかろうかということを指摘して終わります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 長講一席という言葉がございますけれども、あなたは長講一席じゃない。長舌一席と。舌とは舌べら。長い舌べらでころっと丸め込んでばいと。長いばっか。その内容も自分で自分の言葉に酔いしれる自己陶醉型と。こういうことでたっただっただっ長いばっかだということなんです。

そういう中で1つ。豊根村と協定を結んだ3月9日ということですが公印があるのかないのか。公文書にかかわって協定だから。幸田町とは違う自治体と幸田町が協定を結ぶなら当然公印があってしかるべきと。しかし、公印のないやつはたっただっただっ押してあるわな。ばれちゃったと。ばれても直さへんがな。強かというよりも厚顔無恥というんだわな。だから、そういうことも含めて、まず3月9日に結んだ協定を資料として出してもらいたい。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま議員の言われた協定書につきましては、公印はおし

てございます。そして、資料については速やかに御提出をさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 簡潔明瞭にやってくださいよ。

そういうことでもう1つは、今までのやりとり、議論を聞いておって結局幸田町は何を目指すのかと。さっぱりわからん。あなたが一人で悦にいておるということだけがよくわかるのは、これは10分の10すべからく国のやつだから極めて責任がないと。だから、あれもこれもといいながら具体的になるのかということになると、説明の機会を逃しました。説明しようと思ったらもうその機会はくれちゃったもんでって結局今日までずるずるずるずる引っ張りながら、議会、あるいは担当の委員会にも十分に説明をしてこなかった。だから、結局全部10分の10で国がやってくれる。失敗をこいても別にわしのところは腹は痛めやへんと、名大が喜ぶじゃないかと、こういう発想でしかないし、私どもはそういうふうにしかな受け取れんですよ。だから、もう少し手短に完結に何が目的なのか。まず何が目的なのか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 先ほどの私の説明が非常に長くなって理解が助けることができなかったことにつきまして、まずもって陳謝申し上げます。

まず、端的に申しますと将来の雇用の拡大を得るために産金官学で新産業の創生を行うために今回の低温プラズマ技術新産業創生事業というのに着手をした経緯でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それはまた交付金を使ってやるからには大義名分がたたないといかん。そうしたときに雇用の拡大を具体的に幸田町という予算を使って、幸田町にトンネルで入ってきた予算をトンネルで出すと。でないが入ってきたものがまた同じようにトンネルで出した先が名大だよと。名大からどういうふうにかかってきてくるのかという点でいくと、あなたの言われるように雇用の拡大を目指すといったときに先ほど幾つかの企業の名前も具体的に出ました。それが全部結びつくのかといったら先ほどの議論は、町内の企業ではこういうこともやっている、ああいうこともやっている企業がありますよという紹介ですよ。そこで今回のこの地域の創生だという形で先行型だという形でやっていたものが具体的にそういう企業が、あるいは新たな企業の創設に結びつくのか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員が言われたように、この公費を使って名古屋大学に委託をして、そして企業をどのように成長するのかというお問い合わせでございます。

まず、先ほど私のほうが説明が不足で申しわけございませんでした。町内のセキアオイテクノさんはセンサー機器の開発をされており、現在も歯のレントゲン機器の開発の製造をしておられますので、セキアオイテクノさんにつきましては新しい低音プラズマを使った水中プラズマセンサー、そしてオゾン溶存酸素センサー等々を新しくチャレンジし製造を行う予定ということを聞いております。そして、町内のコバテックにつきましては自社の切削技術、そして鍛造、鋳造の関連会社等を連携をしまして浄化装置のその外側等々に自社の技術を使うということを想定を聞いておる次第でございます。ニデ

ックさんは先ほど言ったように眼科の医療機器メーカーでございますので、今回の低温プラズマ活性液を眼科の治療に使えるように機器開発を行うということでございます。最後に、富士機械製造さんにつきましては今まで水中プラズマというものは余り事業部的には大きくなかった。今回の事業分において可能性があれば事業部を大きくし、そして富士機械製造さんは今知立市にあります但用地がもういっぱい増設する場所もなく、そして知立の中で土地を探すということは非常に困難であるということはお聞きしておりますので、もしかしたら将来的に雇用の促進になるようなお話になればということで期待をしておる。そういったことで雇用と地域の活性化について想定をしている次第でございます。

大変長くなってごめんなさい。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、話をする、あるいは質問をする機会があるとた一たかた一たか話はすると。それで、何でも言ったら機会がございませんでしたと言いながら、結果的には3月の補正も今回の補正もあなた方が勝手に先行しておったって結局議会のほうから、あるいは議員のほうから問いただしをしなきゃ口を開かん。口を開いたらた一たかた一たかどんどんどんどんやって相手の理解がどこにあるか、ここにあるか、わしは知らんと。要は、自分の言いたいことを長舌一席でやっておるだけということで、議案の関係でいけばこれは理事者の皆さん全員に言っておるわけです。説明会だったら説明が必要にして十分に議員にきちっとわかるようなそういう説明をしないよということなんですよね。だから、あなたが今いろいろ言われる。言われるといっても自分はわかっておるよと。自分がわかったことをわかりやすく皆さんに説明して、この予算がどういう予算で名大に丸投げだよと言ったら丸投げじゃないわと言いながら、それが具体的に皆さんの腹に落ちるようなそういう努力をしてこられたかといったらやっておりゃへん。二言目には物づくりだと町長は言って、得意とする物づくりだという言葉で曖昧にして物づくりについておれがやっておることに何でもの言うんだと、こういうことの繰り返しであつたら何ともならん。ですから、ここの段階も含めてこういう先行型で全額国の補助金だよという形でこれもこれもという形でどんどんどんどん話を進めるけれども、必要にして必要なところにはきちっと説明をしないからわかりません。わかりませんから議員はものが悪い、議会はわかってくれへんと。わかってくれるのはまあいいわ、言っちゃいかんなということなんだ。要は、これからも含めてこういう事案はどんどん出てくるだろう。あなただけじゃないですよ。特にあなたのところは典型的にひとり走りて走るもんだ。後から町長、副町長が一生懸命尻拭いをして、できのいいやつちゃ、できのいいやつちゃって、よいしょ、よいしょしておるわけだ。それは横道だ。要は、これから具体的に一つ一つの問題について皆さんの理解がなかったら、そんなものはつかみ金で丸投げじゃないかというふうに言われる。そこら辺は今までの教訓とこれからどういうふうに進んでいくのか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま議員のおっしゃるとおり企業立地課として説明責任が議員各位に非常に不足しておるということにつきましては深く反省をし、今後そのよ

うなことのないように努力をする所存でございます。そして、理解を助けるためにプレステージレクチャーズの話を先ほど丸山議員がおっしゃっていただいたんですが、主任ドクターであられる堀教授に幸田町に来ていただいて、多くの町民の方々に説明をしていただくためにもプレステージレクチャーズを行ったというところが一つのところでございますが、そうではなくすべからず議会に新しい情報を御提供していただきながら今後進めていくということについては流々留意しながら行っていくしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたは今議会でやっておるだぞ。企業立地課の活動の紹介でプレステージだって、そこでお話もしておりますが、そんなことは何で言うだここで。もののついでに言えばそういうのもありますが議会でも、もう既にここで今やってきたことの学習能力がありゃへんわけだ。だから、それはそれでやればいいわけだ。けどもわざわざそれを取り出してそこでも紹介をしておりますがなんていうのは議会は何を考えておるだと、今までの議論は何を考えておるだということになる。だから、結局学習能力がないものだから自分の言葉に酔ってこれからもどうするかという点でいけば、これからしっかりやるわと。じゃあ、今までは結局何なのかということなんだわ。要は、この件の交付金をやって先ほど申し上げたけども地域の活性化というのは、要は回り回って名大で成果が出なきゃ全くじゃない。だから、結局名大につかみ金的にトンネルで出したよというだけで後は名大の裁量一つだといったときに、幸田町はどういう役割を果たしたんだ。金を橋渡しをしたということだけじゃな。二言目には幸田町から派遣しておる、職員が一生懸命頑張っ、ないしょでとは言わんけど情報、やってくれますわ。そんなのは当たり前のことじゃないの。何のために派遣して、やっておるんだ。だから、そんなのは成果であることは間違いないけど、それを縦にしてやってきたときにどうするんだというのが全然見えてこない。言葉だけがだーだーだーだーひとり歩きしておる。私もそうやってやりとりしておるわけだ。やりとりの中で実態としてどうなのかといったら丸投げして後は名大が一生懸命低温プラズマで頑張ってくれるその成果をあとは口をあけて待っておりますわと。豊根村と一緒にチウザメの関係もやりますわって、こういうことだけでしょう。要は具体的にそれをどうするかという点が見えてこないから皆さんが不信感を持ちながらも皆さんもおとなしいもんでものを言わんだだけだ。実際にわかっている人はどうなのという点からいくと、あなた方自身が要はこれから予算も含めて3月補正の関係も含めて今具体的にどういうところまで進んでいく、そしてこの5,000万が結果的にはつかみ金で名大にトンネル予算であったとしても、我がまちの果たしている役割は何なのかというのをわかりやすく説明しなかったら、今でも上滑りの論議をしておるわけだ。そうでしょう。けど、上滑りじゃなくて自分の発言する機会がた一つとめぐってきたって、たったかたたかたたかたか際限もなく話をしておるだけじゃん。違うか。要は、これからそういう上滑りじゃなくて具体的にどうするのか。議員が見えてこなかったらこんな議論が幾らでも出てくるわけだ。どうされる。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今、議員のおっしゃるとおり議会にわかりやすく説明をする、そういった努力をするためにまず今回の上乘せの5,000万円は内閣府の御指導をいただいて、内閣府のほうではあくまでも先駆性のあるものでないと点数は取れない。そして、広域連携でなければだめだ。最後に、事業の継続性と経済的な自立性がなければだめだ、そういったところの御指導をいただきながら今回の名古屋大学という技術をお願いをしたわけですが、今回、我々幸田ものづくり研究センターというのを愛知工科大学に今回の5,000万円でも委託をするところですが、その物づくりスクールで人づくりをしながら、名古屋大学の研究員、そしてドクターが愛知工科大学に来ていただいて、その来ていただいたところのスクールで町内の企業の技術者等々と連携をしながら製品開発の御指導をいただく。そういった意味で将来においては大変高度な技術を養成する人づくりに入るのではないか。そういった意味で究極的な目的は将来の雇用の確保ですが、現時点においては人づくりということを重点に置いてやっておるということを御理解いただければ幸いです。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 若干流れと今後どうなっていくかということについてお伺いしてきたいわけですが、まず、8月27日に出されたものは計画書なのか、交付申請なのか、その書類はどういうものなのか。この5,000万円というのは名大の見積もりということですが、その内示とか国のほうからの示唆的なものはあったのかということについてまずはお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今、足立議員が言われたものですが、8月27日に出したものは実施計画書と申請書の2通でございます。この実施計画書につきましては、先ほど申し上げましたが今回の地方創生型先行型の制度要綱というのがございまして、その制度要綱に基づいて実施計画の各項目をすべからず埋めて、それを提出をするということになっております。途中の内示だとか審査の途中の情報は一切いただけないということ聞いております。交付決定は11月の上旬を予定をしておりますが、内々定は10月の中下旬を予定をしておるということをお願いをさせていただき、今回の9月議会のぎりぎりです。臨時でこのように補正予算をお願いをしておる、そういう状況でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） このプラズマの発生装置ですね。これについて計画書の中で関連企業が先ほど説明がありましたが、センサーをつくる会社、浄化装置をつくる会社、眼科の治療等々でしたが、その本体の今開発しているプラズマ発生装置というのはどこの企業がつくる予定というのは決まっておるのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま足立議員からお尋ねのあったプラズマの発生装置につきましては、これは富士機械製造さんが製造を担っていただくものでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そうすると、先ほどのお話があった今は知立市でやっておるが将来

は幸田町に移ってこういう工場をつくりたいという予定であろうということを推察いたします。

それから、この機械は名大が開発をするわけでありますが、名大は幸田町に対してどこまで権利と言うか、特許権までくれるのか、そのつくり方の指導をするだけでつくった物についておる特許料は名大のものだよとか、そういう取り決めはどこら辺までされてみえるのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま足立議員が言われたまず知的財産権につきましては、契約書の中で原則的には共有でございます。協議をもって決定をし、特許等につきましては共同で行っているものについては当然併用、併記ということになっております。ただし、我々がお願いをしている前の段階で特許を取得するために研究していたものについては、これは名古屋大学さんが専属になる。そういったところは当初、ことしの6月12日に高付加価値次世代産業創出の事業委託の契約書の中に細かく名古屋大学の知財部の指導のもと我々のほうと協議をしつくっておるものがございますので、そちらを引用するというところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そのいろんな今後の研究開発の成果についてこの5,000万が随分生きてくるよ、もしなくなっちゃった場合は幸田町にいただける権利というのがかなり減っちゃうよということはあるんでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今回の名古屋大学のSIDCの幹部の方々と調整をしております、今回の5,000万円の研究内容につきましては、もしこの5,000万円が不採択になった場合でも前回の831万6,000円の中で培った事業につきましては当然ながら我々に共有分があるというふうに確認はしております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） やはりそうしますと5,000万も今後の研究開発の内容に対して幸田町がいただける部分があるんじゃないかということも推測をいたしておるところでございます。

それから、次にこの事業で地方創生ということですが、幸田町への波及効果と言いますか、この事業を実施することによって工業の生産額がどのぐらい上がるとか、雇用がどのぐらい拡大するとか、そういったことへの試算というものはされてみえるでしょうか。もしされてみえたら少しちょっとお話をいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま足立議員が申されたのはKPI、重要業績評価指標の中の事業における国とのお約束の内容だと思います。

まず、我々は28年3月までに試作機、これは浄化装置液中プラズマ発生器、成分解析技術機、環境制御系機器、この中のうちの1件を開発件数として公表する。それが一つの評価指標の1つになっております。そしてもう1つは、来年3月までに試験、今回につきましては豊根村のチョウザメでございますが、チョウザメ等における優位な実証

件数、これはエビデンスと申しますが、エビデンスを1件公表するという。それが現在の今回の契約の中のKPIでございます。

○議長（浅井武光君） 足立君の質疑は終わりました。

ほかにありますか。

なければ、これで以上、第70号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第70号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案第70号議案について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 第70号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第3号）について反対の立場から討論をしてみたいです。

昨年、秋の臨時国会で成立をさせたまち・ひと・しごと創生法に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し国の総合戦略を勘案して地方版を策定することを努力義務としました。幸田町では、これに基づいて地方創生先行型の策定経費分を確保しつつ、さらに上乗せ交付分300億円を目指して進めてきたというものであります。地方創生先行型は若者等のUターン、Iターン、Jターン助成、地域仕事支援、創業支援、販路開拓に加え少子化対策として結婚、妊娠、出産、若者定住など、子育て支援などがメニュー例として挙げられております。この新交付金は住民生活と地域活性化の支援策を具体化する財源となり得るものであります。住民自治を発揮して農林水産業など地域資源の活用によって雇用と所得を生み出すこと、中小企業を支援し安定雇用をふやすこと、地域活性化の取り組みを進めることであります。しかしながら、今の質疑の中でも明らかなように国の補助金全てを名古屋大学に丸投げをする。しかも、交付決定も受けていないのに見込み計上は納得のいかないものであります。住民の支援を欠落させた片手打ちの計画といわざるを得ません。そもそもこの地方版総合戦略は国が今年度いっぱい完成させなければならないという点に無理があると指摘できるものであります。よって、この補正予算に対して反対するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

第 7 0 号議案 平成 2 7 年度幸田町一般会計補正予算（第 3 号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第 7 0 号議案は、原案どおり可決されました。



日程第 5

○議長（浅井武光君） 日程第 5、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、総務教育常任委員会委員長、地方創生特別委員会委員長及び議会広報特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおりに決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて平成 2 7 年 9 月 4 日招集された第 3 回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 4 3 分

○議長（浅井武光君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成２７年第３回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、さる９月４日から本日までの２７日間の長きにわたりまして、御多用にもかかわらず、終始、熱心に御審議いただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたことを心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立をいたしました各議案の執行に当たりましては、本会議委員会での審議の際にいただきました、御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意いたし今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

特に、本会議定例会は平成２６年度の決算を認定いただきました。議員各位から御指摘、御意見等を真摯に受けとめ今後に生かしてまいる所存でございます。

また、９名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、その都度答弁させていただきましたが、さらに検討を重ね、今後の町政に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、御報告２点とお知らせ３点ほどをさせていただきたいと存じます。

報告１点目につきましては、先日の１０月１日付で人事異動に関する一覧表を議員の皆様への棚入れさせていただきました。１名の異動をかけさせていただきましたですけれども、よろしくお願いをいたします。

次に、報告２点目でございます。皆様御存じのように先日の９月１０日関東東北地方を中心に日本列島を襲いました台風１８号に伴う大雨によりまして鬼怒川の堤防が決壊するなどの大災害に見舞われました。本町におきましても幸い大きな被害もなかったわけでありすけれども、現地では今もお多くの人々が避難生活を送っていらっしゃる状況でございます。そこで本町におきましてはこの災害で被災された方々に支援するため、平成２７年台風１８号等大雨災害義援金という名称で役場の１階に住民課の窓口の前に義援金箱を設置して皆様の温かい御支援をお願いしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、もう１点でございますけれども、昨年１０月に本町と長崎県の島原市、京都府福知山市、大分県の豊後高田市の３市１町で松平家の歴史ゆかりサミット in 島原を開催したところでございますけれども、相互の市町の連携を図るサミット宣言を行わせていただきましたが、また、それと同時に本町と島原市の間でさらなる交流を深めるため、島原市と幸田町との歴史と文化の友好交流の推進に関する協定書を締結させていただいております。このような中でこの１０月３日の土曜日には中央公民館におきまして幸田町島原市歴史と文化の友好交流シンポジウムを開催し、また、１０月３１日の土曜日には島原市民約１００名による島原市友好親善訪問団が本町を訪問し、岡崎のニューグランドホテルにて歴史と文化のゆかりのまち「島原市幸田町友好親善交流会」を開催させていただく予定でございます。ぜひ御参加いただくようお願いしたいと思います。

次に、お知らせ２点目でありますけれども、１０月２５日の日曜日に中央公園におきまして第６０回の町民大運動会を開催いたします。議員の皆様方におかれましても御参

加いただきますよう、大いに盛り上げていただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、11月6日の金曜日に第8回の幸田プレスステージレクチャーズ～ものづくり日本公演会～を町民会館つばきホールにて開催をいたします。今回の講師は熊本大学の先進マグネシウム国際研究センターのセンター長の河村能人教授にお願いをいたしております。講演内容は「地域から世界へ！燃えないマグネシウムが産業を変える」でございます。受講につきましては随時申し込みを受けておりますので、ぜひお申し込みいただければというふうに思っています。今後におきましては、さらなるまた有名な先生もお迎えする予定でございます。

以上、報告2点とお知らせ3点をさせていただきました。

いよいよ10月を向かえ今年度も後半に差しかかってまいりました。予定をいたしております未執行事業の執行に向け全力を傾けてまいりまいる所存でございます。また、平成28年度の当初予算の編成時期にも入ってまいります。緊急度、重要度を勘案しながら少しでも町民の皆さんの要望にお答えすべく町政発展のために最大限の努力を払ってまいりまいる所存でございます。よろしくお願いをいたします。また、これから秋の深まりとともに多くの各種行事が控えております。議員各位におかれましては、何かと御多用とは存じますがよろしくお願いをいたします。

最後になりますが、一日一日と寒くなってまいりますので体調管理にはくれぐれも御留意され、町政発展のためにさらなる御活躍をされることを心よりお祈り申し上げ、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 議員各位には、何かと御多用の中、長期間にわたり御熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切な運用されますようお願い申し上げます。

これにて散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

ここで1点、御連絡をいたします。

各委員会の正副委員長様は、午後3時より第2委員会室において会議を開きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成 2 7 年 9 月 3 0 日

議 長

議 員

議 員